

第10日目(3月13日)

議長(峠 佳一君) 散会前に引き続き本会議を再開いたします。

議長 ただいまの出席議員数は29名であります。これから本日の会議を開きます。

なお、牛木芳雄君から葬儀のため午前欠席の届けが出ておりますのでこれを許します。

(午前9時30分)

議長 本日の日程は初日に配付のとおりといたします。

議長 日程第1、第22号議案 南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

樋口和人君 今ほどの体育指導員の月額支給から年額支給ということですが、実際これは具体的にはいくらぐらいになるのか金額を教えてくださいと思います。

教育次長 条例上は予算で定める額というふうなことでありまして、予算の際に説明をいたしますけれども、大体今までの支払った金額の、均しますと平均的な額で一応定めたいとそういうふうに思っています。(「いくらで」の声あり) ちょっとお待ちください。年額にしまして4万5,000円であります。

議長 ほかにありませんか。

阿部久夫君 先ほど部長の方から有害鳥獣について説明がありましたけれども、有害鳥獣の捕獲員というのですか、これはどのような資格があるのですか。権利というか、そういった今非常にまた鳥獣、狩猟に対して厳しい状況になっておりますけれども、どの程度のものですか。

議長 阿部議員あれですか。日程の第15にそれが出てくるのですけれども、だめですか。その時に。

阿部久夫君 今、先ほど部長からそのような話がありましたので、今ここで聞いてみます。

市民生活部長 お答えいたします。鳥獣捕獲員につきましては、猟友会の方から免許があつて経験等がある人について、市長が任命して2年間の任期ということで考えております。以上であります。

阿部久夫君 今の部長の言うのはそれはわかるのですが、どのような権限が持たれるのかということをお聞きしたいのです。

市民生活部長 失礼いたしました。権限は市長が。有害鳥獣、例えばクマが発生したときに市が捕獲について動員いたします。動員をする中でこの捕獲員に動員要請をかけてやるということですので、市長の指示によって動くということになります。

阿部久夫君 そうすると市長から捕獲員の方にいって、捕獲員が今度は全部各支部の猟

友会の方にいって、何かあったときには捕獲員の指示がなければなかなか簡単には動けないというふうに解釈してよろしいのですか。

市民生活部長 先ほど申し上げたように市長が捕獲員に出動命令をかけますので、猟友会はその場合は、猟友会から選ばれますが猟友会が自由に動くということはない。と申しますのは前回18年度でございましょうか、事故がございました。事故の際に命令系統、要するにそういうものが統一されていないというような背景で、この特別職を配置するというようなこととございます。直接、今までは猟友会動いてくれと。そうすると、例えば境界線の所はどちらが動いていいのかという部分がありましたが、今度はそういう命令系統は一本化するということとご理解いただきたいと思えます。

中沢俊一君 今の件ですが。36号議案を新しく制定するわけですから、今のような議論をやったあとで有害鳥獣捕獲員の報酬あたりを上程した方が、私はいいような気がしたのですが、どうして順序が変わったのでしょうか。

議会事務局長 予算と条例のどちらが先議かという問題と同じで、一括提案ですので、私の方で議案のすべての中身を審査している時間がないという部分もあります。今後については、できるだけ理論的にあったように議案番号等関係なしに審議順を考えていきたいと思えますので、今回についてはご了承願いたいと思えます。

議 長 ほかにございませんか。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議 長 採決いたします。

第22号議案 南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第22号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第2、第23号議案 南魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長 (提案理由の説明を行う。)

議 長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。

第23号議案 南魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第23号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第3、第24号議案 南魚沼市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。

第24号議案 南魚沼市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第24号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第4、第25号議案 南魚沼市特別会計条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

宮田俊之君 3番のところですがちょっと確認ですけれども。観光施設特別会計で引き継ぐ固定資産の関係です。いろいろなものがあると思うのですが、一般会計が引き継ぐことによって市の全体の会計基準、その辺の数値が変わってくるのか。もう既に特別会計を含めた形で基準にのっとってやっているのでは変更がないということなのか。その辺を1点確認させていただきたいと思います。

総務部長 観光施設特別会計につきましては、借金といいますか借入金は一切ございません。完済になっております。それから資産としてのリフトだとかターミナルの施設だとか、それがありますので今度は一般会計の財産ということになって、一般会計で管理をしながら指定管理の方へ出すということになります。

したがってまして会計上の問題になりますが、今まで観光会計に一般会計から赤字補填だとかいろいろなことで補填をしてあります。それは一般会計が支出になりますので、今度はその金額はそのまま指定管理者の方へ管理委託ということで出ます。

そのほかにスキー場の営業収益があったり、あるいはターミナルの営業収益がありますのでこれは指定管理者の方に直接入って、したがって会計上は今までと同じような形。観光会計に出す赤字補填の部分が、今度は何ていいますか指定管理の方へ出るというようなことでご理解いただければいいかなと思っております。

宮田俊之君 質問の仕方が悪くてすみません。その時々金の出し入れはいいのですけれども、固定資産を引き継ぐことによって公債費比率だとかそういったところに影響が出るのか出ないのかについて伺いたかったのです。結構な額になると思うのですけれども、固定資産。

総務部長 先ほども申し上げましたように、借金がありませんので引き継いだとしてもそうしたところの影響はございません。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。

第25号議案 南魚沼市特別会計条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第25号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第5、第26号議案 南魚沼市税条例の一部改正について、及び日程第6、第27号議案 南魚沼市手数料徴収条例の一部改正についての2件を一括議題といたします。

2件について提案理由の説明を求めます。

総務部長 (提案理由の説明を行う。)

議長 2件を一括して質疑を行います。

笹木信治君 税条例の改正ですけれども値上げ案になっているわけですが、近隣の市町村に合わせるということでもありますし、影響額がどれほど当市の財政を潤すというものでもありませんが、値上げ案ですので9月以降に実施するということであっても、ひとつ周知にはきちんとしていただきたいと思います。理由、そしてそういったいろいろな状況の中での値段を合わせる一つの施策であるということ、きちんとして市民の皆さんが理解をした上で受け止められるようなそういう周知を徹底してもらいたいと思いますが、お願いいたします。

総務部長 ご質問の件でございますが、そのように取り組ませていただきたいと思います。それからカードの利用促進の方につきましても、あわせてPRをさせていただきたいと思います。

大変恐縮でございましたがちょっと説明漏れがありまして、実は最初の1番から6番までの戸籍に係る部分でございます。これにつきましては先般県の方からメールが入りまして、戸籍法が一部改正をされるということでございます。その内容は個人情報保護の観点から戸籍の公開制度を見直し、戸籍の謄・抄本等の交付請求をすることができる場合を制限することとなりますと、こういうような情報でございます。

したがってここの中を見ていただきますと戸籍法に係るいろいろの条項、条数ですね、あるいは項。これがかなり条ずれ、項ずれが出てくるということでございます。今回のこの改正の中に間に合わないかということであったのですが、国の方の施行がまだちょっとはっきりしないというようなことの中で、今回出せませんでした。その辺の状況を見て、もし施行があれば私どもの条例も施行日に合わせてこちらの改正もしなければなりません。専決というようなことになろうかと思いますが、そうした場合は6月の方に議会でまたご報告させていただきますので、その点だけひとつご了承をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。値段の改正はありません、こちらの戸籍の方は、以上でございます。

岩野 松君 近隣市町村がこういうふうに変更されているからということですが、近隣市町村というのはどこのことをいうのかちょっとお聞かせください。

総務部長 近隣ではなくて県内市町村です。

岩野 松君 県内ですか。はい、わかりました。

牧野 晶君 ちょっと確認させていただきたいのですが、印鑑登録証明書や市民カードの発行にはどのくらい時間がかかるのかということ。正直、私はあまりカードをもう持ちたくないのです。本音で言うのです。それで50円くらいの差額だったら、俺はカードを持たないで、正直窓口でやってしまいますよ。窓口で、50円多くてもいいから早く出してくれ

ませんかと。もっと差を広げるようなことをしなければ誘導できないですという。私は、それが200円だとか300円ぐらいになればあれですけども、自動交付機の金額を250円にしておいて、片や500円にするとか。私、そのくらいしないと誘導できないのではないのかなと思うのですけれども。

あと市民カードが10分、20分も、もし手間がかかるのだったらますます50円だければ、早く50円余分にあげるから早くと、無料にされても俺はやりますけれども。その点のスピードについて。すみません、本音で話しているので、体面で議員の方からぜひ自動交付機をなんていう答弁を聞きたくなくて、そのところをちょっと答えていただければと思います。

市民生活部長 自動交付機の件でございます。まず、自動交付機、なぜやっていただきたいかということは、要するに機械と人件費分を合わせると議員もご承知のとおり当然人件費が高いです。機械でもやってもらいたいと、こういうことでございます。

それで今、原価計算いたしますと1分あたり大体69円ぐらいかかると、こういう計算をさせていただいているところでございます。自動交付機については何分というのはちょっと今その辺のところでも・・・(「3分から5分」の声あり)3分から5分という今、後ろの話もありました。そういうことで相当減ると。

それともう1点は、自動交付機は、皆さんは約3万7,000件くらい印鑑登録のカードを持っているわけでございます。カードを持っていない方は別にしても、持っている方に今度は暗証番号を入れていただきますと、戸籍だとか住民票とかそういうものが取れるので使っていただきたい。

それともう1点は住基カード。これは身分証明証に使うカードとありますが、これはそれで何か取れません。今までの免許証に替わる身分証明証ということでございますので、我々が今推薦しているのは、自動交付機に使える印鑑登録のカードを暗証番号を入れていただいて促進していく。そうすると窓口が4月、5月相当込みますので軽減になるということでぜひ、カードを持たないのではなくもう既に持っていると思いますのでよろしくお願いします。

牧野 晶君 だからその説明は言われなくても私はわかります。言われなくても私はわかるけれども、あえて言っているのです。カードを持ちたくないし、いちいち暗証番号をガチャガチャ入れてそれで50円しか変わらないのだったら、私は窓口でやりますよという考えも片隅にあるのです。

ただ、議員だから自動交付機を使わなければという思いもあるけれども、本音として。私はそちらの説明はわかるのです。そちらの説明はなるべく誘導していきたいというのはわかるのですけれども、50円ぐらいの差だとなかなか誘導どうなのですかと。そのところをもうちょっと250円の自動交付機で出すのはいいのですけれども、もっと逆に差を広げて500円とか取るという視点も。そのくらいのことをしなければ私は正直・・・思いはあります。もうちょっと差をつけてもいいのではないかとことを言っているのです。そのところの答弁が聞きたいのです。

市民生活部長 説明が下手で申しわけなかったのですが。確かに今300円という値上げ案を提案いたしました。それで今、牧野議員が言うように200円でもいいのではないかといい気持ちは私たちも持っているわけでございます。例えば下げてもいいのではないかといいところで、一応その代案といたしまして、今まではカードを作るとき250円いただいていたのです。先ほど総務部長も申し上げましたが、カードを作るのは無料にさせていただくと。そういうサービスをしながらやっていく。下げるというのも選択肢の一つでありましたが、今の状況として下げない。その代わりにカードを無料で。今までの250円なんていない、ただで作りますのでどうぞということでもありますので、その辺の気持ちもくんでいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

中沢俊一君 察するところあまりカードの利用率が上がっていないなというふうに予測するわけですが。ちなみに利用の今の実績、あるいは手数料の年額といいますが、年間どれくらいの手数料になるのか。あるいは設置してから今までの利用の推移を教えてください。

それからメンテとそれから何ていいますか電気代とかの維持費あたりがどのくらい年間かかるのか。また機械が、寿命がきたときの補助はあるかどうか。あったらひとつ聞かせください。

市民生活部長 カードの利用件数ということでございますが、確かに言われるようになかなか進んでおりません。2月末で6,871人。カードを持っている方、先ほど申し上げましたが印鑑証明のカードを持っている方が3万6,500人ほどおりますので、約19パーセントでございます。

それでもう1点は住基カード。これにつきましては新聞等でもだいぶ全国的に促進していないということでなかなかあれでございますが、印鑑登録を持っている人数でそれを分母にして割りますと1.3パーセント程度になっています。件数につきましてはちょっと調べて報告・・・市民課長に述べさせます。すみません。

市民課長 住民票等の利用件数でございますが。18年度の実績で住民票がすべての発行件数が2万5,326。そのうち自動交付機が1,266。印鑑証明につきましては1万8,404のうち920。戸籍につきましては若干数字が落ちていまして1,177のうち59というような形です。

利用率につきましては今ほど部長が言ったように、一番利用率が高いのが印鑑証明で全体の17.9。住民票につきましても5.6パーセントですが、いかんせん戸籍の部分が1.7とか1.5とかの非常に低い状況になっています。戸籍につきましては、現在戸籍しかあそこで取れません。通常の戸籍については、相続とかありますと今の戸籍だけでは用は足りないのです。結局過去の戸籍も必要ということになると、なかなか自動交付機だけで用事が足りないで窓口の方になってくる。窓口の業務時間も長くなるということで、戸籍の利用率がちょっと低いという部分がございます、全体とすると9から10パーセントになってはいますが、部分的には一番利用の高い印鑑証明では18パーセントぐらいいっていると。

年間の維持費としては委託料等で年間600万円程度かかっているというような状況でござ

ざいます。(「交換するときの」の声あり)

補助金の制度については、私ちょっと承知しておりませんので調べてまた答弁させていただきます。

中沢俊一君　メンテが年間600万円。また機械の交換をするとした場合は今度は補助が確か入らないかもしれませんし、非常に高いコストだと私は思うのです。

これを導入するときにも市民の方から声がありました。東京都の方のある例をいえば、こういうもう交付機の時代ではないのだよという話をしておりましたし、先ほど10番議員も申しましたとおりカードを持つことが、何だらかんだら皆さんも多くなったから煩雑だという一つの流れがあるわけです。

フェイスツウフェイスという役場の皆さんのこれからの住民サービスも含めて、もっと人件費の安い職員さんを使うようなかたちの中で、こういう何ていいですか人がちゃんと対応するという方にまた考えてみるのも私は一つの方法だと思っています。いくらしたってこれだけしか利用率が増えていないのだから。

市民生活部長　導入時の議論はそれぞれあったはずでありますし、いろいろあったと思います。ただ、今ここに導入をしているわけでございます。それでここで止めるというわけにもいきませんし、確かにいろいろな議論はあったわけでございますが、このものをやはり有効に使ってもらいたい。また有効に使ってほしいということ。

あと印鑑証明については窓口に来て印鑑カードを持ってこないとだめですので。そういうことで、窓口に来てカードを出すのであれば、隣へ行っていただくというような部分も考えていただきたいという我々の方の考えもあわせて、そういうことで少しでも経費を少なくしてほしい。冷たい行政ということではございませんが、そういうことでやってほしいと思っています。よろしくをお願いします。

関 昭夫君　一つ確認をさせてください。先ほどの市民生活部長の答弁の中で、住基カードは自動交付機で使えないと言われましたけれども、相変わらず500円で交付をとということで、本当は予算でまた聞こうかなと思っていたのですが、ちょうど出たので予算で聞かないでここで聞いてしまいますが。

住基カード、一段と交付機でも使えない何も使えない。それは他の市町村に行っても使えるとは言っても、基本的に用はないわけです。それを発行を増やそうという努力に繋がらない話でしかないのかなと。なぜその中に機能を持たせられないのかがちょっと疑問ですが。

市民生活部長　住基カード、私が先ほど申し上げたように自動交付機では使えません。関議員が言われるように、それでは用がないではないかと。身分証明だけならほとんど持っているではないかという議論も、当然導入時にはあったと思います。ただ、これは国の政策で全市町村に導入してほしいと。ただ、入れない市町村も何市町村ありました。そういう中でほとんどの方が入れたというような状況もありまして、例えば住基カードにいろいろな部分を入れ込むことはできるというふうに聞いております。ただ、相当システムなりセキュリティーの問題があってなかなか金がかかるというようなことで、この部分については導入し



ないで印鑑カードだけに基づいてやったというふうに聞いております。

言われれば当然、用がないものを促進するというようなこともあるわけですが、先ほども申し上げましたように住基カードの促進は少しスピードが遅くても、市民カードだけはぜひどんどん使っていただきたいというふうに我々は思っております。以上であります。

関 昭夫君　私はいろいろ自分の都合があって12月に住基カードを取得してありますが、今のような話であれば当然もう住基カードは要らないという話になって、今後よほどでない限り取得は進まない話だと思います。

国の制度で云々という話がありましたが、印鑑証明のカードに付加を付ければすぐ自動交付機で使えるのだとすれば、市独自に住基カードにもそういうものを貼るなり何なりして使える方法だって十分あるわけですので。先ほどの話ではないですがカードを何枚も持ちたくないというのは自ずとあるわけですし、身分証明だけの話であれば免許証を持っている方は全然用のない話ですから。そういうものも付加していく方法というのは考えるつもりはないのでしょうか。

市民生活部長　言われている意味はよくわかっております。それでちょっと言葉が足らなかったわけですが、市民カードは市役所としては証明証以外には使えないと。ただ、皆さんもご存知のとおり現在、税の確定申告・電子申告ができます。電子申告については国の方で住基カードに暗証番号を入れて、パソコンに読み込める機械を入れればできるといふように、国の方ではそういうふうな制度になっております。そういうこともあります。ちょっと説明が足りませんでした。

それと確かに1枚のカードに全部入れられればこれほどいいことはございません。ただ、私先ほど申し上げましたように、セキュリティーの問題とか導入コストの問題とかいろいろ相当金がかかるらしいです。そういうところで導入のときにもいろいろな議論があったはずですが、とりあえずそういうことで分けて導入しようということになっておりますので。もう少し国の状勢等、県の状勢もありますが見ていきたいと思っております。以上であります。

松原良道君　確認ですが、24時間対応でしょう、当然。ほらほら、そういうことを言っている。24時間対応でしょう。まあまあいいから。私は24時間対応でなければ意味をなさないと思っています。それとやはり場所の問題です。市役所まで来て、大和も多分そうだと思いますけれども、市役所の玄関で取るぐらいであれば、機械の苦手な人は口頭で行きますよ。だから、場所を考えられるのか、24時間対応にするのか。これを考えた方が、今いろいろ意見でていますけれども利用度を上げるには私は絶対その方がいいと思います。

例えば自分の方だけではないのですよ。大和と大巻周辺で、いいセブンイレブン辺りにポンと置くとか。塩沢と旧六日町の方でいい所にポンと置くとか、それだったら来ます。私の感じでは。私はそれだったら行くね。

ただ、我々はすぐ毎日市役所に来ていますから、機械の面倒な所でない頭を使っているよりも、口頭の方がよほど文句も言われるし、遅い早いも言われるし、対応の良い悪いも言わ

れるし。だから私はやはり24時間体制にすることと、やはり場所の設置を考えられるのであればその方が、金額は機械が高いというのはわかっていますけれども、私はそっちを考えるべきだと思いますけれどもどうでしょうか。

市民生活部長 お答えいたします。24時間対応ではございません、申しわけありませんが。朝は7時半から夜は8時までということでやらせてもらっています。言われることは、本当に24時間対応なり、あといろいろなコンビニ等でやればいいわけでございますが。言い訳に聞こえるかもしれませんが、やはりセキュリティーの問題。個人の権利なりいろいろな資料でございますので、セキュリティーを確保できればこれはできないことではないわけでございますが。お金のことばかり言って恐縮でございますが、その辺等もあわせて時代もどんどん変わっていくと思いますけれども、とりあえずはこの方式しか今のところはないというふうに思っているところでございます。よろしく願いいたします。

市民課長 失礼しました。先ほどの中沢議員の経費の件ですけれども、導入経費としましては大和と六日町が合併しました当初で2台設置しまして、9,030万円。それから塩沢の合併がございまして追加しまして2,520万円。合わせて1億2,550万円程度の導入経費でございます。これは合併補助金で100パーセント導入しています。

それから更新については、補助は一応ないということでございます。それから維持費については先ほど申しましたように大体年間600万円から700万円ぐらいで維持しているということであります。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議 長 第26号議案 南魚沼市税条例の一部改正についてに対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議 長 採決いたします。

第26号議案 南魚沼市税条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第26号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 第27号議案 南魚沼市手数料徴収条例の一部改正についてに対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。

第27号議案 南魚沼市手数料徴収条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第27号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第7、第28号議案 南魚沼市立学校設置条例及び南魚沼市奨学金貸与基金条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育次長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

高橋郁夫君 昨年の4月に決定された人数がそれぞれ何人になっているのか。私が思うのは条例の中の(3)番ですが、他の奨学金の貸付けまたは給付を受けていないということのあれですが、支給額が3万5,000円なわけですが、ただ、実質、東京辺りの学生に送るとしたらアパート代だけでももう7万円ぐらいになって、また生活費もいるという中で本当に困っている人が3万5,000円ではもう絶対足りないわけですが、だから3万5,000円をこの程度使う人は中ぐらいの人というか、本当に困っている人はもう使えないという形ですよ。だからそこら辺をどういった考えをしているのかお伺いいたします。

教育次長 第1点目の奨学金を借りている方の人数であります。大学につきましては40人、短大については枠といたしまして15人、高校が4人ですが、現在借りている方は一人ですけれどもそういった枠の中でやっております。

それから奨学金の給付額ですが、3万5,000円ではなくて大学・短大につきましては5万円になっております。高校の場合が1万8,000円でありますけれども、この5万円については他の自治体の例を見ましても、決して低いものではないなとそういうふうに思っております。

高橋郁夫君 他の自治体もそういう所があるかもしれませんが、中には他の奨学金の給付を受けていないという制限はない上で、という所も結構あると思います。あと、今の人数についてですが、全体の今借りている人数ではなくて、昨年度貸付けた実行された人数をお伺いしたいと思います。

教育次長 人数でありますけれども、新規に借りたのは大学では大体10人ぐらい、短大では5人ぐらいとそういうふうな内容です。

それから奨学金の額でありますけれども、新潟県でも貸付金をやっておりますし昔でいえば日本育英会でしょうか、そういった所もそうですけれども、大体が他の奨学金を受けていないところというそういうふうな制限を設けてあります。結局、借りるときはいいのですけれども返すときが大変だと。あまり借りても大変だと。そういった面もあるかと思っております。

こういった制限をさせていただきました。できれば返済期間等を見れば県の奨学金あるいは育英会の方が長い期間で返済するわけですけれども、そういったところで該当しない方もおられるわけですので、そういった面のかたちで市の方で貸し付けているとそういう内容です。

高橋郁夫君 返済に大変だということですが、当然保証人もとっているわけですし、保証人のあり方もまた、例えば今一人いるのであれば二人にするなり3人にするなり、方法はいろいろあると思うのです。

ただ、困っている人が借りられないというのは、なかなか奨学金としてはいかなものかなというのと、実質予算などを見ると21人ぐらいの予算を組んでいるわけですが、実質昨年行われたのは15人という形で。要はそれだけ募集がないのか、それとも制限が厳しくてカットされているのかもあるのですけれども。今、困っている人の中にも例えば制限の中で、給料、家庭内の収入がいくらであればというのも多分ある程度入ってくると思うのですけれども、ただ、収入金額であってもなかなか、例えば事情でもって建物を作ったとか何かの事情でもって借りたいという方はもうみんなはねられるわけです。いずれにしても5万円では他のものと併用できないのであれば、本当に困っている人はまず使えないという奨学金だと思っていますが、そのところどうでしょうか。

教育長 確かに月額5万円の奨学金これだけで都市部で十分生活ができて勉強ができるかといえば、これは無理だろうとこのように思います。ただ、先ほど教育次長も申し上げましたとおり育英会、今は育英会とは言わないかも知れませんが、いろいろ市の奨学金制度以上に有利な奨学金制度はあるわけでありまして。ただ、そういう有利な奨学金制度の対象になれなかった子どもたちでこの市民の子弟ですね。この人たちに何らかの応援をしたいということでこの奨学金制度はつくられております。

5万円が十分かどうかということについては、今後また議論いただきたいと思っておりますし、また他の奨学金との併用を認めるかどうかということについても、また別の機会でも議論いただきたいと思っております。私からはそれだけ申し上げます。あとは教育次長がお答えいたします。

教育次長 奨学金を貸付けている方の人数であります。最初の方に言いましたように大学で40人、短大で10人、高校で4人というそういうふう枠でありまして、現在募集をかけておりますけれども、大体毎年それぐらいの人数で、募集された方がその中で納まっているというふうになっております。

樋口和人君 1点お願いしたいのですが、市の奨学金の部分と病院事業会計の方でやっている医療の方の奨学金と二通りあると思うのです。二通りといいますか会計が違うといえば違うのですけれども。多分ここで言っている学校の部分と、病院の方でも持っている、出してあげるよという学校は、同じ部分、重なる部分があると思うのです。その辺の何ていいますか区別の仕方ですとか、あるいは例えばこちらの奨学金に申し込んだんだけど、本当はこれは病院の方の医療の方に行った方がいいんじゃないのとかそういう案内とか、その辺のやり取りのところはどうなっているかをちょっとお聞かせください。

教育次長 今ほど樋口議員が言われたのは、医師とか看護師とか保健師そういったふう

な形の奨学金だと思います。これは大和病院の方で持っている制度でありまして、これを使いますと例えば大学、そういった学校を卒業して大和病院に入ったときには返さなくていいとか、そういった非常に有利な制度であります。ただ、そこに勤めないとまたちょっと利子がかかるとそういうふうな制度でありまして、私どもがやっている普通の一般的な奨学金とは違った部類ということでそれぞれ窓口も違っております。そういった制度もあるということにつきましては、またそういう方がおりましたら説明等をやっていきたいというふうに思っております。(「併用はできるのかどうか」の声あり)

大和病院事務長 病院の持っている奨学金は、特定の方が寄付をしていただいたお金を原資にしまして、医師を地元で育成するための奨学金でございますので、病院の奨学金からみると併用はできないということになっております。以上です。

樋口和人君 併用はできないということで、それはそれと承知しておりますけれども、やはり今若い方、優秀な方が市外へ出て行って帰ってこないということがありますので、ぜひまた、聞いてみるとなかなか病院の方でやっている奨学金の方は利用がないということですので。

しかし有利な奨学金ということですから、その辺は両方でぜひ連携をした中でこういったところには、確かに帰って来て病院に、という制約があるにしても、逆にいえばぜひ帰って来てほしいという思いもありますので。その辺は教育委員会の方でのコマーシャルといえますか、広報の中でも来た学生、子どもさんに対してこういう方法もあるよということをごぜひ広めてもらえればと思いますのでお願いします。

教育長 ただいまのご意見のご指摘のとおり努めてまいりたいと思います。今までは病院の方で持っている奨学制度に該当するそういったケースはなかった。私どもの方に申請があった中で、今までは病院の制度に該当するという人はいなかったということでございます。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。

第28号議案 南魚沼市立学校設置条例及び南魚沼市奨学金貸与基金条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第28号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第8、第29号議案 南魚沼市屋外体育施設条例の一部改正について

を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育次長 （提案理由の説明を行う。）

議長 質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。

第29号議案 南魚沼市屋外体育施設条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、第29号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第9、第30号議案 浦佐体育施設条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育次長 （提案理由の説明を行う。）

議長 質疑を行います。

佐藤 剛君 ちょっと確認なり教えていただきたいのですけれども。県から取得したということでこういう施設条例を制定するのは当然のことだというふうに思うのですけれども、そのことについて異議があるというわけではないのですが、使用料の関係ですけれども、他の体育施設もこういうふうな使用料を設定しているわけです。ここは非常にアマチュアスポーツとかレクリエーションとかいろいろ多目的に、県の方のご理解をいただきながら今まで利用してきたわけです。減免の関係ですけれども、減免の関係やそういうのも他のスポーツ体育施設と同じような取扱いで行うということですが、とりあえず実態といたしますか、ここにはアマチュアスポーツ、レクリエーション等、営利を伴わない物については一応市内500円ということで、例えば体育館ですけれどもそうあるのですけれども、実態というのは市内のそういう社会教育的な利用については、どの程度の減免が出されているのかということをとりにあえずちょっと聞いてみたいのですけれども。

教育次長 他の施設とほとんど同じわけですが、減免の内容といたしましては施設登録団体に利用しているときは100パーセント減免となりますので、現在使われている方はほ

とんど登録しておりますので、そういった面で100パーセント減免になると思います。そのほか行政区及び地域子ども会が長の管理下において利用するとき、これも100パーセント減免でありますので、地元で使われるとき、こういった団体で使うときはほとんど減免になるかなとそういうふうな感じです。

牧野 晶君 これですけれども、最近はこちらでご無沙汰しているのですが、私ここでよくサッカーをしたのです。県から買う所で、夜やっていたのです。そこは簡易ですけれども照明設備があったのです。今はなくなったのですか。その点についてご答弁をお願いします。

大和市民センター長 現在もナイターの照明設置になっておりますので、利用できる形になっております。料金等については私はちょっと把握しておりませんが、ナイター設備そのものは3基あるかな、3基付けてあると思います。

牧野 晶君 それでちょっとお聞きしたいのですけれども、使用料金が午後5時から日没までですよね。要は、夜の例えば7時から10時まで使うときはお金を取らないということでもいいのか。そうになるとちょっと困ったことになるのではないかなと。今も使っている人はいますよね。俺はちょっと最近ご無沙汰だからわからないけれども、大原運動公園に照明ができたなら行かなくなったのですけれども、確か要ると思うのですよね。ちょっと手落ちとかちょっと問題がある条例ではないかなと、私は思っているのですがどうなのでしょう。

教育次長 ナイターの関係、ちょっと申しわけありません。グラウンドのナイターかどうかというのをそこら辺ちょっと確認してから回答させていただきます。多分・・・(「使用についても、夜は」の声あり)日没までということはやれる範囲ということですが、ナイターがあれば夜間もやれるとそういうふうな意味で取ったわけですが、ナイター施設がグラウンドに付属のナイター施設であるか、そこら辺をちょっと確認をさせていただきたいと思います。

関 常幸君 それとあわせて関連ですけれども、そこを使用している人たちは、今牧野議員言われましたように浦佐地区の少年サッカーチームでありまして、もう20年来使っておりますし、定時制が廃止になってからもあそこはサッカーチームが週2回、日曜日は今言ったように夜も使っております。夏休みは20日ぐらい使っておりますので、ぜひ。あそこは芝生を自分たちで全部きれいにはってあるわけです。今までは県の施設だったということで利用料を払っていなかったわけでありまして、今後、市で所有したわけでありまして、こういうことになると思いますけれども、今度は芝生の管理も市の方できちんとしてくれるのですかと、チームの責任者の方が言っておりました。それらもあわせてサッカーチームの皆さんと十分協議をなされて、すり合わせをして、またいろいろいい形で運用してもらえればという中で、少し心配もしておりましたので、お願いをしたいと思います。以上です。

教育次長 今までの経過につきましては、今、関議員が言われる内容のとおりサッカークラブの方が一生懸命芝生とかそういった管理をやっていただいたそうであります。そうい

った面の管理につきましては、今度は直営でありますので今までのサッカーチームの団体とこれから協議をした中で、管理方法について決めていきたいというふうに思っています。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。

第30号議案 浦佐体育施設条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第30号議案は原案のとおり可決されました。

議長 ここで暫時休憩といたします。休憩後の再開は11時5分といたします。

(午前10時45分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時05分)

議長 ここで、市長より発言を求められておりますのでこれを許します。

市長 先ほどの30号議案で牧野議員からのご指摘の件について、ちょっと改めてもう一度答弁を申し上げお願い申し上げますが、実態的には臨時的な施設、ナイター的な施設があるということであり、県から委譲を受ける際にもそれらの部分は全く載っていませんで、建物と付属品一式的程度で私たちが委譲を受けたものですから、ちょっとその点の確認が遅れておりました。実態をもう一度きちんと調査をさせていただいて、そうなりますと今度は電気料という問題も出てまいりますので。

それから条例で、別表2で規程された午後5時から日没までというこの時間も、当然夜間使うということになれば夜間の何時までという部分を入れなければなりません。実態調査をした上で、使用する皆さん方に支障がなければ6月の定例議会で条例のまた変更。もし、4月、5月等で相当支障が出るようでありましたら、申しわけございませんけれども、専決で条例案を改正させていただきたいと思っておりますけれどもよろしくお願いを申し上げます。

議長 日程第10、第31号議案 南魚沼市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市民生活部長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。



樋口和人君 1点確認ですけれども、第6条の2項の下から2行目のことですが、「これに相当する給付を受けることができる場合には」となっているのですが、この意味は。間違っているのなら間違いであればですが。

市民生活部長 まことに申しわけありませんでした。だぶって掲載しておりましたので削除をお願いいたします。本文の方には載っておりますのでよろしくお願いいたします。

中沢俊一君 それこそ確認ですけれども、葬祭費の支給ですが、保険料の滞納があろうがなかろうが被保険者であれば平等にこれは受けられるわけですね。

市民課長 そのとおりでございます。受けられます。私どもの方で滞納されている方については、一旦お渡しした上でまた納めていただけるかという勧誘はいたしておりますが、本人が拒否すればそのままお渡しするというところでございます。

中沢俊一君 余計なことかも知れませんが、そういう何ていいますか処置もあるようなことも含めて、保険料の納付の方をひとつ推進運動の方へ加えてもらえればと思っております。

腰越 晃君 今ほどの答弁の中でちょっと引っかかったもので質問させていただきます。まず1点目は第6条葬祭費10万円を5万円に引き下げるといふ、それについての理由の説明が今ほど市民生活部長からなかったもので、この理由についてお伺いをしたい。2項との関連でお答えください。

それから今ほどの答弁の中に、一応葬祭費としては支給をして、それから滞納があればその分から差し引くのですか。亡くなっている方に対してそういった請求権は残っているのでしょうか。亡くなった時点で請求権自体もなくなるのではないかなととらえるのですが、そのところ説明をお願いします。

市民生活部長 説明が足りないで申しわけありませんでした。10万円が5万円になるということではありますが、これは他の保険、上位法については既に19年度から5万円となっておりますということでございます。ただ、国民健康保険税についてはその市町村で定めるといふことで、1年間だけは10万円でいこうということで19年度1年間はしておりましたが、ほかの保険と同じく10万円から5万円に下げさせていただきました。あとの方は市民課長から。

市民課長 基本的には葬祭費をお渡しすると。その上でのお話になりますので、本人は亡くなっておられるわけですけれども、相続の方がそれを引き継がれた。それについてご同意がいただければ、これだけ滞納がありますのでこちらの方へ、というお願いでございますので。あくまでも強制はしてありませんが、そういうお願いをいたしております。

駒形正博君 第8条の中の4、5、6、7これを改正して削るということではありますが、市長は度々大和が進めてきた地域医療のレベルを六日町あるいは塩沢まで順次波及をしていきたいということでしたが、こういう項目を削るということは地域医療の後退にはならないか。どうお考えですがちょっとお聞きします。

市民課長 この部分については、特定検診等が新たに導入されて保健者に義務化された

ということを踏まえまして、字句の整備等もさせてもらいました。表現的には削除になって  
いますけれども、健康保持増進のためにという中に含まれるということでご解釈いただきた  
いと思います。

駒形正博君　　そういうことだろいうと思うのですが、地域医療の後退にはならないかと  
聞いているのです。

市民課長　　なりません。

議　　長　　質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議　　長　　討論を行います。（「議長、19番」の声あり）

議　　長　　反対ですか。

笛木信治君　　第31号議案　南魚沼市国民健康保険条例の一部改正について、反対の立  
場で討論をいたします。

上位法の改正ということによるということではありますが、これがいわゆる70歳から74  
歳までの前期高齢者の医療負担を1割から2割にするということであり、葬祭費も1  
0万円を5万円にするということであり、今ほど議論のあった保険法による健康促進事業も、  
あれこれを撤退するということでもありますから、これはもう大幅な後退であることは間違い  
ありません。私は、今加えられている高齢者医療に対する様々な医療攻撃。このあとにも高  
齢者医療費制度が出ますが、こうしたことから踏まえて、こうした改正案について反対す  
るものであります。以上であります。

議　　長　　つぎに原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

討論を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議　　長　　採決いたします。

第31号議案　南魚沼市国民健康保険条例の一部改正について、本案は原案のとおり決定  
することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数。よって、第31号議案は原案のとおり可決されました。

議　　長　　日程第11、第32号議案　南魚沼市後期高齢者医療に関する条例の制定  
についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市民生活部長　　（提案理由の説明を行う。）

議　　長　　質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。反対ですか。

笛木信治君 第32号議案 南魚沼市後期高齢者医療に関する条例の制定について、反対の立場で討論をするものであります。

後期高齢者制度、まさに内容的には今まで議論されてきましたが、いいところは一つもないというのが大方の批評であります。端的に言えば、高齢者の皆さんを既存の保険制度の中から切り離して、お年寄りの皆さんを一定の高齢者医療の枠の中で治療をするということにあります。かかりつけ医制度であるとか、医療費の制限であるとか、あるいは終末医療に一定の枠を設けて、それ以上の治療をした場合には医療費を抑制するとか、あるいは退院を勧めるとかと様々なことがいわれております。こうしたことからこの制度を平成の姥捨て山というふうに批評する人もあるくらいであります。しかも制度を、本条例でも書いてありますが、8条、9条ではその過料制度を設けてあります。問答無用に従えと、言うことを聞かなければ罰金を取るぞということであります。

こうした強権をもってこうした制度、まさにお年寄りに対する、私は仕打ちとは思えないわけでありまして、考えてみますと1970年代、お年寄りの皆さんの医療費が無料であることから考えてみますと、まさに目をおおうばかりの後退と言わなければなりません。私は高齢者医療制度、まさに天下の悪法であるというふうに考えております。よって、本条例の制定については反対をするものであります。以上。

議長 次に原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。

第32号議案 南魚沼市後期高齢者医療に関する条例の制定について、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって、第32号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第12、第33号議案 南魚沼市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福祉保健部長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。

第33号議案 南魚沼市介護保険条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第33号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第13、第34号議案 南魚沼市訪問看護事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福祉保健部長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。

第34号議案 南魚沼市訪問看護事業の設置等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第34号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第14、第35号議案 南魚沼市地下水の採取に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市民生活部長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

牧野 晶君 過去に罰則規定のいわゆる対象になった人がいたのかどうかについてちょっとお聞かせください。お願いします。

市民生活部長 過去におりました。

(「何人」の声あり)

市民生活部長 数年からあれしますと2件というふうに理解しております。

牧野 晶君 ちょっと私わからないので、あえて聞きますけれども、罰則を受けた人というのは市内の業者さんだったのか、それとも。私なんて5万円の罰金だったら 私なんてという言い方はちょっとまずいな 5万円の罰金ぐらいであったらやらせちゃうよ、というふうな考えの方も中にはいるのではないですか、と私は思うのです。罰則規定をするのであれば5万円なんてものでは、よく言われるのがインサイダー取引の額が少なかったとかいうので、インサイダーをしたけれども額がそれよりも全然儲かればインサイダーをやっちゃうというふうなものもあったわけですけれども、5万円ぐらいの罰金だとある意味抑止力を期待しての5万円、あと信用というのもあるわけですけれども、もう少し波を与えるような、波というか金額を上げるとかも検討されたことがあるのかどうか。5万円が実際効力があるのかないのかについて考え方をお聞かせください。

市民生活部長 私、さっき2件があったということですが、罰金をいただいたということではございません。こういう業者が施行した事例があったということで先ほどの答弁はご理解いただきたいと思います。

それで、今回はこの条項を加えるということでございまして、今、言われる部分については、では5万円だからやってしまってもいいという部分も、そういう不屈きの人もあるかもしれないが。ただ、20条、21条をちょっと見ていただきたいと思います。罰則のいく前に工事中止命令をかけることができます。それと21条の1項の2行目から、使用の目的の変更または揚水設備の一時停止若しくは廃止を命じることができるということですので、お金ばかりではなくて、その井戸を廃止させるということもできるということになっております。お金ばかりでなくて、お金も当然ですし、上げるという気は今のところ考えておりません。以上であります。

牧野 晶君 5万円の罰金になった人がではなくて、指導を受ける人が2件あったということですが、その人は5万円の罰金、改正前の29条に違反はあったけれども29条の罰則規定にあてはまらなかった間違いをしていたということですか。29条の罰則規定にあてはまっていたけれども、おめこぼしをしたという答弁なのか。そのところがはっきりしないのと、法律的に要は廃止を命じることができるわけですよ。それはわかるのですけれども、5万円払うから廃止しないよ、と開き直ったらどうするのですかということも私は聞きたいのです。そのところを。あくまで性善説によって市がやっていくというのはいいですが、それは重要なことですが、本当の本当に井戸が欲しくなったら、ひょっとしたら中には「罰金なんて20万円か30万円、はなから用意しておくからお前さん井

戸掘りなさい」ということを言う人もいるかもしれないのではないですか、ということも言って5万円ではなくてもっと高くした方がいいのではないのでしょうか、という視点も言っているわけです。2点についてお聞かせください。

市民生活部長 前段の部分でございますが、罰則規定がないので今回入れさせていただこうと。明確にそういう登録もしない業者については、こういう罰則規定を設けるぞ。こういうことで今まではなかったものを入れさせてもらおうということでございます。

それから金額の問題がありました。言われることは、やはり動きがとれないほどお金が取れば、これは考え方によってはそういう考え方もあると思いますが。一応確か 私も細かいところまでは理解しておりませんが 罰則で規定するものについては、確か金額がある程度定まっているのではないかなという気がしますが、これはちょっとまだよくわかっておりません。井戸を、では罰金を払ってもやるかどうか。それはもうやるということになりますと・・・(「気をつけてよ、その次にいう言葉は」の声あり)これはもうそういうことを、これは法律ですので。市の法律ですので、これについては断固としてやはり処分していくという形になっていかないと。今、言われるようなことが頻繁に起きてくるのではダメですので、そういうことがないようにやっているということだろうと思っています。以上であります。

中沢俊一君 今回こういう形で21条及び今の罰則規定が加わったこと。本当に今までは施行業者だけがその辺を罪に問われまして、施主は隠れ蓑になる・・・(「その反対」の声あり)あ、逆だったかな。施行業者が責任をとられたのではなかったでしょうか(「違う逆」の声あり)逆でしたか。それであれば私は本当にいいと思っていましたが。

ただ、今までの何ていいますか事例がありましたけれども、業者の方に何かその辺の過失がいったような事例を私見たものですから。今の罰金の額も含めまして、やはり個人が利用する権利というよりも公的な財産というふうに地下水をとらえた中で、今の罰金の額も含めまして、例えばこういうことに明らかに悪意を持って違反したというそういう市民がいた場合であれば、氏名の公表あたりも私は踏み込んだ方がいいと思いますよ。いかかでしょうか。

市民生活部長 先ほどの、業者の方ではなくて逆だというのはご理解いただけましたね。(「申しわけございません」の声あり)今までは、施主がほとんど専門的な知識がありませんので業者に頼んでくると、業者が申請しますので。許可を受けるのは施主ということでやはり業者に。業者は専門家なのだから、施主は逆にいうと何もわからない部分がありますと。だからそういうところでいいというところをお願いをしたいと思っています。

その5万円の件については、これはほかの条例も確か5万円の規定になっていると思いますので。ほとんど、こういう罰則の条例を定めるときは確か5万円になっておりますので、そういうところでご理解をお願いしたいと思います。

中沢俊一君 許可を受けた者の名前の公表ですね。悪意を持ってした者については氏名の公表あたりをどう考えるのか。

市民生活部長 ケースバイケースによってということで、やはり地下水対策委員会があ

りますのでその辺のところもよく打ち合わせしながら、徹底的な悪い部分についてはまた公表とかいろいろなことも考えていかなければならないとは思っています。とりあえず委員会とも、ご意見を伺いながら進めていきたいと考えております。

関 昭夫君 以前の条例に比べればだいぶ改善というか直ってきているなという気がしています。前にも聞いたかもしれませんが、規定にある強制的な部分について、法律上の執行を間違いなくできるということを確認してあるのかどうか、そこだけ。いくら市の条例で規制をする、あるいは罰則をかけるといわれても、法律上それを裏付けるものになっていないと、結果として裁判や何かで負けてしまうという可能性もありますので、そこだけはきちんと確認してあるのかどうかお願いします。

市民生活部長 きっちり確認してあるかどうかということにつきましては、私自身は確認しておりませんが、今の前の、今の条例につきましては顧問弁護士とも相談いたしました。例えば違法に掘った者について、どういうふうに対応できるかというような部分のお話をさせていただく中で、やはりこういうふうに変更をしないとちょっとしたところで足を引っぱられる部分がある、というような指導も受けた中でこういうふうにさせていただきました。

それと先ほど5万円のお話が出ておりますが、地方自治法の14条条例規則につきましては、地方公共団体は法令の定めのあるもののほかその条例に違反した者に対して2年間の懲役もしくは禁固100万円以下の罰金云々と書いてありまして、没収の刑または5万円以下の過料を課す旨の規定を設けることができる、というこれを使わせていただいているというふうには理解していますのでよろしく願いいたします。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議 長 採決いたします。

第35号議案 南魚沼市地下水の採取に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第35号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第15、第36号議案 南魚沼市有害鳥獣特別捕獲員条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市民生活部長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

阿部久夫君 先ほど聞いたのですが、またもう1回聞かせていただきます。今の部長の説明だと、クマに限定だというようなお話でございました。確かに、当時の事件はクマにやられたということで、そういったことになったと思うのですが。実際に私も猟友会の皆さん方と一緒にいろいろな所へ行ってみますと、やはりクマばかりではないのです。本当に何が起きてくるかわからないのですが、今、イノシシなりサルなりちょっとするとどのような危害がかかるかわからないと思っています。本当に危ない、向こうも必死ですから。そうしたときにクマに限定というものは少し厳しいのではないかなというふうに思うのですが。その点、よその地域でも全部クマに限定というふうになっているのか。そうであるとすれば、何か猟友会の皆さん方も大変気の毒なという気がするのですが、そこら辺どうなのでしょう。

市長 クマでこういう事故があったのでクマを想定してありますけれども。特別やはり例えばイノシシだとかサルも凶暴化しているとかそういうときは、きちんとそのためにまた委嘱をしてすぐ出てもらうようにしますから、臨機応変にやるということでご理解をいただきたいと思います。

阿部久夫君 はい、わかりました。

中沢俊一君 字句のあれですけども、「身体健全」とありますが、最近のいろいろな銃による事故、事件を見ますれば国内海外問わず、本当に身体だけは健康ですよ、身体だけは。「心身」というふうに心の方を入れられないものではないでしょうか。本当に、あの人に持たせていいのかということが事前に言われていた、言っていたにもかかわらずということが、他の県で事件を起こしたことがあるわけですから。ましてやこれは、市が今度は市長の名前で委嘱するわけでしょう。だからその辺も含めて「心身」というふうに私はした方がいいのではないかなと思ったものですから、今、発言させていただきました。

環境課長 この条例の2条の中に鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律の中で39条にちゃんと謳ってあるわけです。これは都道府県知事が許可を出すという中で、先ほど議員が言われるような内容の人でなければ免許を与えないことになっておりますので、そのように理解していただきたいと思っています。

若井達夫君 先ほど阿部議員の方からもご指摘がありましたが、クマに限ったことでないというようなことは市長の方から答弁いただいたわけですが。この条例そのものは、2月21日に施行された「鳥獣による農林水産業等にかかる被害の防止のための特別措置に関する法律」と。これとは係わりがあるわけですか。まず、最初その点を一つお聞かせください。

環境課長 議員が言われます鳥獣による農林水産にかかるものについてと、それとはまるきり別な形であります。あくまでも条例に制定してあるものの特別捕獲員というのは、市民の安全を守るという意味で、大きく見ればそのとおりですが、それらの法律は農産の被害を防止するための法律でございますので。はい。そちらの捕獲員はまた別として考えていただきたいと思っています。



若井達夫君 わかりました。確かに21日に施行された法律の中には同じような形で特別非常勤の公務員とするというような中に、鳥獣被害対策実施隊を設けると。当然この実施隊の中には今この条例で定められる特別捕獲員、こういったものがやはり同じようなこれから多分防止計画を自治体でつくるわけだと思うのですが、今回施行されたものについて自治体でつくと。そうすると今度、この防止計画をつくと県が今持っている権限を市町村は委譲を受けることができると。そういったことが、つくったときに果たして今度はこの条例との整合性がどういったふうになるか、その辺のお考え。まだそこまでいっていないですか。いってなければいいのですが。

これからそういった農林水産物等の被害に対する法律の中から、県の権限を委譲できると。これは県が委譲できないということについては、特定な著しく鳥獣関係のそういったあらゆる種類の中で減少しているものにも除いた場合は、今度これは委譲しなければならないというここまで出ているわけですが。これが出してできあがったとき、今の条例とはどういった関係になるかその辺ひとつ聞かせてください。また出てきたときにはいろいろ聞かせていただきますが。

環境課長 鳥獣の被害防止、特別措置法につきましては、あくまでも農林水産関係の被害を防止するという国の方で基本指針を出しまして、そのあと都道府県からおりてくるわけです。各市町村がその計画の防止計画案をつくるということが、鳥獣保護法による保護計画、それはまた環境大臣が定めるわけですけれども、当然それとのリンクは出てきますけれども。

いずれにしてもリンクはしますけれども保護計画そのものは、国が定めて環境省が定めて、そのほかに新潟県が保護計画書をつくりますので、そことのリンクも当然でできますので、あわせて今後市町村が被害防止、要するに農林水産業に対する計画書をつくったときはお互いにリンクしながら、協議しながらやっていくと。当然その中には私どもの担当する課も入っていくわけですので。協議をして防止なり、それから被害の方の防止なり、それから私らの本当の駆除とはいいませんが保護計画もきちんと、保護の許可も出していくと。両刀使いみたいになる部分がありますが、許可はあくまでも市町村がまた出すわけですので、市長が。ですので、同じ部分がリンクするというふうに理解していただきたいと思います。

若井達夫君 私も整合性は当然必要だというふうに考えております。それで、特に今の施行になった農林水産関係については、鳥獣被害防止計画をつくった段階には交付税の拡充というものが謳われていますよね。それなものですから、できればそちらの方できちんとシフトすると。これは交付税も多分特交で出てくるのではないかということ言われているわけですけれども、実際、去年の12月に法施行になってそれから2カ月間、二月をもってのものですから2月21日に多分施行になっているわけですが。そういった整合性のあるもの、また、交付税拡充で対応されるものであったらやはりそちらの中に整合性をもってきちんと対応していくと、そういったことをひとつお願いしておきます。終わります。

山田 勝 ちょっとわからないので教えてほしい部分があるのですが、通常考えますと

非常に危険な勤務だと思えます。銃を持っていること、それからそういう危害を与える鳥獣がいるということ。山などを駆け回るということで、そういう補償を公務災害にしたいと。その保険の方については特別なものがあるのでしょうか。

それともう1点、そういった形になったとき本人は銃を持っていますが、銃そのものが一つの道具である、必要な道具として免許なり、銃の弾とかそういったものについての扱いはどのようになるのかをお願いします。

環境課長 銃の関係につきましては先ほど申し上げましたように、銃の免許そのものについては銃刀法もありますし、もちろん法律に基づいて都道府県がきちんとした対応をすると、許可を出すと。もちろん、毎年ですか、2年に1回だったかちょっと忘れましたが、警察の方で、ちゃんと本人が持って行って、免許をこの人は適正で更新する場合もそうですけれども大丈夫かというのをきちんとして確認するということになっていますので、銃の扱いについてはそちらの方に委ねるしかないというふうに思っています。「弾の費用は」の声あり) 弾代につきましては、通常の私ども委託の66万円の中に、委託費の中全体としてお渡ししているという形で今考えておるところです。特別捕獲員に対する弾代というのは今のところは考えておりません。

保険につきましては、私どものとというか公務員と同じような、災害救助に関する公務員の部分に該当すると私は思っています。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。

第36号議案 南魚沼市有害鳥獣特別捕獲員条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第36号議案は原案のとおり可決されました。

議長 ここで昼食のため休憩といたします。再開は、休憩中に総務文教委員会がありますので1時20分といたします。

(午前12時05分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時20分)

議長 日程第16、第37号議案 南魚沼市犯罪のない安全で安心な町づくり条

例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長 （提案理由の説明を行なう。）

議長 質疑を行います。

関 昭夫君 1点お聞かせをいただきたいと思います。8条に自主的な活動の促進ということでいろいろ書かれてあります。必要なことだと思っています。9条に財政上の措置ということで、市は必要な財政上の措置を講ずるということですが、この「財政上の措置」この部分について20年度はどのようなお考えなのか。特に自主的な活動等をどういうふうに助成し促進をしていくのか、その辺をお伺いをしたいと思います。

総務部長 現実的なこの条例に基づいての新たな財政措置というのは今はしておりませんが、要は今までやっていたのをさらに充実されるというようなことで。充実になっているかどうかは別にしましてスクールガードの予算措置だとか、あるいは青少年健全育成市民会議ですかそうした団体もございますし、そうしたところにも今後また呼びかけを行ったりというようなこともあります。

それから天王町ではすでに防犯協会ですか、自主的なそういう防犯団体がございますので、そうした団体を活用しながらというようなことになります。まだ、条例が本当に4月1日から制定したいというようなことで提案ですので、今後また関係団体等と協議しながら順次進めていきたいと、このように考えております。

関 昭夫君 条例を制定してからということだろうと思いますが、今の答弁の中にありましたその自主的な防犯組織、多分市全域の中ではかなりあるのではないかと。大小は別にしてかなりいろいろな部分であるのではないかと思いますし、活動自体に予算的な措置がなくて、本当に手弁当でやっているような部分もあるのだと思います。こういう条例を制定するのであれば、やはりピックアップをしてさらにその活動が進んでいくように助成をしていくべきだろうと思います。また、そうすることで逆にいろいろな要望拡充がきくことだろうと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

総務部長 ご発言の趣旨はしっかりと受け止めまして、今後努めていきたいと思います。まずもって地域安全協議会というのが、湯沢町と一緒に警察署の中に事務局を置いてやっていますので、そうした中にもいろいろまた、今のご意見を反映させていきたいと思っています。よろしくお願います。

牧野 晶君 防犯等に対して市は一生懸命やっておられたり、地域の相談などを聞いたりもしてもらっているのですが、1点お聞かせいただきたいのが、14条観光客等の安全確保「市は、関係機関等と連携し、観光客及び市を来訪する」ご存知のようにたまにスキー場内でいろいろなトラブルがあるわけですが、スキー場が安全に滑られなくなるようなことをするような方もいるわけだし、あとそれとスキー場によっては安全管理委員会というのがあるわけですが、この14条をみるとその活動と市の活動はある意味考えが一致をしていなければいけないかもしれないけれど、はたからみるとちょっとたまに違う、待て待

てというふうにストップをかけている点もあるのではないのかなというふうを感じるところがあるので、その点の整合性についてどういうふうに具体的に行動をとりにしていくのかという点について、まず1点お聞かせいただきたい。

あともう1点は・・・忘れました。すみません、その1点でまず。

総務部長 スキー場とかいろいろの観光施設がございまして、その中、その中できちんと施設の設置者が、安全に観光客の皆さんから楽しんでもらうというひとつのあれがありますが、私どもがここでねらっているのは防犯ということで、安全は安全なのですが、あくまでも防犯を主体にした安全な町づくりということでございます。そういうことでちょっと線引きが違っておりますので、その点よろしくお聞かせいただきたいと思います。

牧野 晶君 防犯ということでわかったような気もするのですが、では逆に13条通学路等に関する安全確保ということですが、通学路ではなくてもいいのですが、石打でいえば、たまに消防のはしご車が出動をして雪を落としたりとかということがあつたわけですね。そういう点での安全確保とか、これに言えば13条というのはそういうふうな防犯だけではなくて安全確保という点もあるわけだし、こっちの場合は防犯で、こっちの場合は安全でというのだと私はちょっとむずかしい。によるによる答がはっきりしないのではないのかなと私は思うのですが。

それともう1点すみません。もう1点に関しては企業対暴力とかよくたまにそういう声があるわけですね。そういうふうな要は暴力団に対してのマニュアルというのは、市にあるのかなという点についてお聞かせいただきたいと思います。なぜこういうものを聞くのかといえば、総務文教委員会で昨年視察したところがこういうふうな条例を作っていて、その中でやはり暴力団もこれでやっているということがあつたので、そういう点ちょっと念のため聞かせていただければいいのかなと思ったので、すみませんよろしくお聞かせください。

総務部長 私の説明がちょっとまずかつたかなと。題名の中に犯罪のない安全、安心ということで防犯を主体にしたそうしたあれを基本にここで謳っていると。通学路の関係も一部、不審者とかいろいろなことでの犯罪を未然に防ぎたい、ということについての安全を図りたいということが趣旨でございます。

それから次は暴力団のそういうマニュアルがあるかということですが、暴力団というきちんとしたあれはありませんが不当要求に対する対応のマニュアルは作っております。それはいろいろのところから、例えば高価な書籍を買えだとかというようなことで電話があつたり、この新聞をとれとかというようないろいろの働きかけがありますが、そうした部分についてのマニュアルはあります。ただきちんとした、暴力団に対応をするというようなものは当市ではそこまでいっていないというようなことで持っておりません。

牧野 晶君 マニュアルについては暴力団とかそういう具体的なものはないけれど、一応それでもあるというのはわかったのですが、ではマニュアルが守られているかどうかはしっかりと把握しておられるのかという点と、通学路で犯罪から守るとかによるによる、やはり答えがちょっとおもしろいと私は感じるのですが、南魚沼市の条例の頭にある犯罪のな

い安心、安全な町づくり条例というところで、それと道路の例えば何かの雪が危ないとか、そういうのとはまた全然違うことを目的としている条例という認識でいけばいいのですか。そのところをお願いします。

総務部長 不当要求の関係でございますが、それはちょっと前までは私のところにもそういう働きかけ等があったのですが、今はほとんどないし、市長にも聞いてみますと最近はないというようなことらしいのですが。あればそういう一人で受け答えしないでというような、あるいはもしあったら総務課長のところへ報告する、というようなことはきちんとしておりますので、今のところちょっと影を潜めているという状況でございます。

それから言葉の関係でございますが、趣旨としては犯罪を防止したいというのが趣旨で、波及的にまたそういういろいろなところまでいく場合もあるかもわかりませんが、中心とした趣旨は防犯ということでございます。

遠山 力君 県が作って、市の方にお前たちも作れと言っていることは、何か飴玉といえますか。我々がすることに、例えば防犯灯ですよね。防犯灯が今欲しいのだけれども思ったとおり作られないけれど、今度は我々がこういう条例を制定したら、少しは県の方から二つなのがつくるとか、そういう期待はできるのですか。

総務部長 そういう期待は一切ございません。

阿部久夫君 先ほどの牧野議員の関連になりますが、13条でちょっとお聞きしたいのですが。次の38号議案の中でも農村のあれが出ていますが、私の近くにはこういった市の当時町ですが 管理した山の中に農村があります。そうした中で、日常子どもたちが利用する公園、広場等の安全確保のため必要な措置を講ずると、このように書かれています。やはり長年たっていくと耐用年数でといっちはなんですがだんだん老朽化してきて、非常に危険な箇所も出てきます。そういった時、地域の皆さん方がお願いをすれば、それだけの措置を講じてもらえるのか。先ほど部長が言ったように通学路にというような言っていて、あくまで通学路に対しての、とかというようなちょっと勘違いだったらあれですけども。そこら辺の公園のそういった器具についての措置と、もう1点あるのですが。

先ほど同じ閣議員も言ったのですが、地域の中でも防犯等についてお金を出して、危険、危ないとかという幟旗とかやりますね、そういったものを作って。そうしてそういったものがやはりこれもたっていればだんだんぶっ壊れるし、またしたときがある。そういったときの財政、必要な財政上の措置を講じるところには書いてありますけれども、そういった場合の措置もこういうのは認められるのですか。その2点お願いします。

総務部長 公園もありますし、通学路もありますし、いろいろなところがあるわけです。ここにまた載せた廃屋ですね、そういった部分もあります。要はそうしたものが防犯上やはりまずいということであれば、それは何らかの措置をしていかなければならないということになります。そういう要望があれば全部また財源措置ができるかということではございません。趣旨の前段で申し上げますように、努めるとかそういったことで努力目標になっていまして、要はそういう意識を啓蒙して皆さんが力を合わせて犯罪のない、そういう地

域社会を目指したいということですので、その辺の趣旨でひとつご理解をいただきたいと思  
います。

したがいまして防犯灯がどうのこうのとかいろいろのことは、本当にそこが必要であって  
ということであれば、この条例以外にも予算の中でいろいろまた対応は可能になってくるは  
ずですし、それだからといってこのことで優先的に予算計上がなされるということではござ  
いませぬので、そういうことでひとつご理解をお願いしたいと思います。

阿部久夫君 今、部長の言うことは、もちろん財政も厳しい中で十分わからないではあ  
りませんけれども、こういった条例の中で安心、安全また危険の安全を守ってそしてやって  
いくということを謳って、また地域でもそうして努力をしてやっているわけです。地域も正  
直言って財政的な問題もあるし、またそういったボランティア活動にも私は限度があると思  
います。

そういったときこそ行政が、例え山の中の公園であったとしても、きちんとした対応をし  
ていただいて。もし、何かあったときはそれこそまた市の責任等になってきます。そのため  
にひとつのちゃんと措置を講じるというふうなことを強く言っていますし、また市長もそう  
いった地域の安心、安全を生活を守るということを行っているのですから、ぜひ我々市民も  
限界のところがありますので、やはりそういった地域の要望があったときは、できるだけ担  
当者が来て対応していただける、見ていただきたいというふうに私は思っていますが、もう  
一度お願いいたします。

総務部長 私の受け答え答弁がちょっとまずかったと思いますが、皆さんの趣旨はよく  
わかっておりますので、この中でそういう何といいいますか整備をしなければならないような  
ものがあれば、やはり財政当局には優先してひとつ要望をあげていきたいと思っていますの  
でよろしくをお願いします。

岩野 松君 否定するものではありませんけれども、ちょっと否定的なことを言わせて  
もらいます。今まで35ある自治体の中、12こういうのが決められてあったと言いますけ  
れども、そこでは問題になるような事例とかそういうものが、非常に他市町村に比べて少な  
いとかがあるのかどうか。

それから先ほどの9番議員の、県から言われたのだけれども飴玉の部分はないというこ  
とでありますけれども、これは全く私の、テレビで見たアイデアですが、千葉県で非常に犯罪  
やいろいろなのがあったとき、公用車をミニパトカーに仕立てそういうものにしたら激減  
したというのを聞いたことがあって、ああ、これはあれだなと思って、あるそういうのを一  
生懸命やっている方にお聞きをしたら、ああいいことだね、ということだったのですけれど  
も、ご一考として提言します。

総務部長 ご質問の第1点でございます。ほかの市町村に何か問題があったかというこ  
とですが、新潟市ではピンクチラシが電話ボックスだとかあるいは電柱に貼られますが、そ  
うしたものの撤去とか、そういったものが何かあったようでございます。都会は都会なりに  
また風俗店があるとかいろいろなことがあったりしますし、私どもは私どものところの特徴

としてやはり観光客が多いというようなことの中で、観光客の項目だけひとつまわさせてもらったというようなことでございます。

それからミニパトカーの件でございますが、大変いいアイデアだと思いました。私どものところもステッカーですね、安全パトロール中というステッカーを公用車に2～3年前から貼って運転していたようなところで、それに代替するようなかたちでの取り組みはやっているところでございます。

上村一郎君 議長にお願いしますが、やはり議場でありますので、もうちょっと議事進行を。それと議員の皆さん方もそれなりにやはり考えながらきちんとやっていただきたいとお願いしておきます。

議長 はい。ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。

第37号議案 南魚沼市犯罪のない安全で安心な町づくり条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第37号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第17、第38号議案 南魚沼市農村公園条例及び南魚沼市公有林野等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業振興部長 (提案理由の説明を行なう。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議 長 採決いたします。

第38号議案 南魚沼市農村公園条例及び南魚沼市公有林野等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第38号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第18、第39号議案 川舟展示室条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業振興部長 (提案理由の説明を行なう。)

議 長 質疑を行います。

牧野 晶君 10条、11条について、利用料金等と減免についてお伺いしたいのですが。基本的に営利目的以外は無料ということではわかったのですが。例えばお祭りのときに、指定管理者で受けた人が舟に乗せるときに1回500円で、という場合は、どういうふうになるのかなというのをちょっと聞いておいた方が。その収入がどこにいくのかについてどういう考えになるのか。これは想定されることだと思うのですが、どうなのかご答弁いただきたいのですがよろしくお願いします。

産業振興部長 指定管理者がするとかどうかはわかりませんが、いずれにしろお金を取って営利でやるということにつきましては、減免はいたしません。その使用料につきましては、指定管理者の収入になるということでございます。

牧野 晶君 では、それについてはもうはっきりそれで考えていくわけですよ。ではあともう1個。損害は15条。例えば舟なので壊れる可能性があるわけです。上から何か流れてきてそれにぶつかって削れたとか。それは市長が定める損害額を賠償しなければならないというのは、当然事故があってから定めるのではなくて、もう今の時点で定めてあるですよ。これから条例が成ってからまた定めるといってもかもしれないですけど、そここの考えを。何かあってから定めるのだと、ある意味ちょっと問題のもとになるので、全壊、全損の場合はいくら、半損の場合はいくらとかそういうふうなのを先に決めておくのかについてよろしくご答弁をお願いします。

産業振興部長 一応船本体につきましては、私どもでも保険には入っております。ただ、この場合は利用者の負担、原則的には利用者の負担というように考えておりますが、不可抗力のケースもありますので、はっきりしないといって怒られるかもわかりませんが、ケースバイケースを想定をしていただく以外にないかなと思っております。原則的には利用者でお願いをしたいということでございます。

牧野 晶君 損害賠償についてすみません。であれば、今の説明であれば「又は滅失したときは、市長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし」こんな市長が定める損



害額を賠償しなければならないではなくて、市長が特別な理由と認める場合は、市長が認めた金額を賠償としてしなければいけないとか、そういうふうにしなければ、基本的に保険だからケースバイケースで考えるよというのであれば、はっきりさせておかなければいけない点もあると思うのです。私は、そのところをケースパーケースでやっていくというのだと、保険だからケースバイケースというのだと、怠慢ではないのかと私は思うのです。

産業振興部長　例えば保険の適用につきましても、保険会社の方とのいろいろなことがございますので、この場合に全部これだというふうにはなかなかいかないかなと考えているところでございまして、条文の表記等につきまちはいろいろ研究してもらった上でしたところでございます。

宮田俊之君　昨日の一般質問でいろいろと話をさせていただきまして、その後市長の方からもお金のやりとりについてしっかりとご説明いただきましてありがとうございました。頑張っておられた皆さんにちょっと私も言葉が足りずにご迷惑をかけたかなという反省の点もあるのですが、ただ、確認をしなければならない点もあると思ひまして1～2お伺いさせていただきます。

この船自体は市の方の事業主体で作ったということでございますので、これは市の市有財産としていくらかで計上されるのか。当然そこが今の質問ともつながるのですけれども、全損の場合にはある程度その額がもとになってお金を返していただかなければならない。もしくは現状復帰で同じものを作っていただかなければならないという話になってくるかと思ひますので、これがどういったことになるのかと。

あと、今お金をいただくという話があったのですけれども、舟を水面に浮かべるわけですね。その上でお金を取るわけで、やはりこれは船舶という扱いに当然なるかと思ひます。相手の方が免許を持っているとか持っていないとか、その辺のところの法的な要件についてはまずふれられていなかったということで、その点も確認させてください。

それと保険の方のお話が出ておりました。損害額については自治体が共済でまかなうということで結構かと思うのですけれども、指定管理者が間に入るわけですね。指定管理者がまた第3者に貸した場合、それでもまだ保険が適用できるのかどうか。その3点について教えていただきたいと思ひます。

産業振興部長　1点目の舟の価値でございますけれども、これは建設費が基準になるわけで、約656万円ほどが舟を建設するために要した費用でございますので、それを基準で考えております。

それから運行につきまちは、当然許可が要りますしそういうことでございます。検査は現在臨時運行というふうなことで、この間進水式ですかあのときは臨時運行というふうなことで許可を取ったところでございます。今後やはり10メートル以上20メートル未満というふうな舟での基準に沿った許可にするか、あるいは期間限定ですので3カ月ぐらいの期間の臨時運行でやるか、今後もうちょっと相談をさせていただきたいと思ひます。

宮田俊之君　答弁漏れを先に答えていただけますか。

産業振興部長 指定管理者がまた貸しするというについては、これは禁止条項でございます。

宮田俊之君 すみません。最後にお答えいただいたところというのは、では別表に付けました3万円につきましては、指定管理者が市の方に払う額ではないですね。要は指定管理者が貸し出した場合に受ける3万円ということですね。そうすると変な話ですけども、市のマイクロバスを貸し出すことと舟を貸し出すことで、私は同じ扱いなのかなという気がするのです。舟ですから特別だということはもちろんわかるのですけれども、それについてはちょっともう少しこの条文をしっかりと足しておかないと、その貸出先ですね。指定管理でお任せしますというのではなくて、当然市の財産ですので免許を持っている者に対して貸し出すという許可を与えるとか、そういった条文はぜったい必要ではないかと私は思うのですけれども、もう一度答弁をお願いします。

産業振興部長 ご指摘の点も確かにありますが、私どもの今いろいろ調節したり考えているところでは、指定管理者において運行していただかなければ、安全面で非常に不安があるということでそういう想定しております。ただ、ご指摘のようにほかにそういう免許があって自分でやれるということになりますと、その場合はその方でやっていただくというよりしようがないか・・・上手くない。すみません。さっき間違えましたので、あくまでも指定管理者の方でやっていただくということになります。

宮田俊之君 最後になりますのでもう一度お願いします。すみません。ということは指定管理者に対する条件がこのあとの議会で出てくるということですけども、その会社はこの船舶を運行して営業する免許を持ったところに出すということですね。よろしいですか。

産業振興部長 具体的にはそういう資格を持った団体なり会社なりということで考えております。

中沢俊一君 3点お願いいたします。出だしが、魅力ある商店街のためのポイントを作るということで始まったと私は思っておりますが、例えばあの展示館ですが、正規の帆柱の高さが天井が足りないのです。縦には。例えばああいうところで追加工事が出てきたような場合は、どこが負担するのかひとつ聞かせてください。

もう1点ですが、市の追加支援はないというような昨日の確か答弁だったと思っておりますけれども、それは本当にそうなのか、それを聞かせてください。指定管理者に対しての追加支援はないということ。

それからこの条文にもありますけれども、指定管理者が何らかの事情でこれを管理できなくなった場合は市が管理するということになっております。こうなった場合の何と申しますか、それこそ本来の商店街の皆さんのシンボルをまた市がやってしまうのかということで、意味づけがちょっとできないのかなというふうに思いますがいかがでしょうか。

産業振興部長 帆柱の云々ですが、今のところ、私どもとしてはこれ以上あそこに追加工事をしなければ、大掛かりな追加工事ということは考えておりません。帆柱はあそこでたんであの状態で展示をするということでございます。

それから財政的な支援云々でございますが、今のところそういう考えは持っておりません。

それから仮に今、指定管理をお願いした方がだめになる　だめになるということは想定はしておりませんが、そうなった場合に、どうしてもだめであればまた次の方をお願いをします。最終的にどうしてもだめという場合には市がやらなければなりませんので、何らかの方法は考えなければなりませんけれども、今現在そういうところまで想定をしておりません。

若井達男君　　2～3点お伺いします。まずこの指定管理者の選定ですが、これは選考委員会にお諮りするということかたちですが、その選考委員会に諮る前の指定管理者の手上げ方式。これは公募だかまた手上げだかそういったところをどのように考えておられるか。

あわせてこのあと指定管理が決まったとき、当然のことながら今から指定管理期間も必要なことだと思っておりますが、指定管理期間これをひとつとその2点。

あわせて先ほど保険の話もありましたが、保険に入っているからと試してみても、これは故意及び重大なる過失がある場合は確か保険補填はなかなか難しいと思うときには、この15条に書いてあるように、市長が特別な理由を認めるときにはこの限りではないと、そういったなかの範疇でできると思っておりますので、これはこのとおりで15条の解釈でいいのではないかと私は考えております。

今1点、こうりんぼうの進水式のと看、市長は、できれば屋根でもかけて屋形船にでもされればより一層の利用と活性化になるのではないかというようなお話を。多分進水式のと看だだと思っておりますけれど、そういったことを私も聞いたような気がしますが、今ほどの部長のお話ですと金はかけないというようなことですが、その辺はいかがなものでしょうか。この4点ほどひとつお伺いします。

市長　最後の屋形の件でお話申し上げますが、確かにあそこに屋形をかけて屋形船でやればいいではないかという話をして、その後いろいろ話をしましたら、あの船を作った皆さん方ですね。この指定管理者になるとかそういうことではなくて、有志で寄付をして船を作った皆さん方が、屋形船は屋形船でまた別に作りたいと。そしてそれはそれで浮かべておこうと。こういう構想を持っているようでありまして、杉の木を出せなどと言われておりますけれども、出されるか出せないかわかりませんが、そういう方向に進んでいるようであります。

産業振興部長　指定管理者の選任といいますが、公募という方法が当然だと思っておりますが、今のところ我々としては川舟の会ということを見想定をしてずっと進めております。それから指定の期間でございますけれども、3年から5年というふうなことがまず最初の期間のあれです。通常3年でやっておりますので、だいたい3年をめどにというふうに見考えております。

それから15条の件については、そういうことで運用ができるものだと思っております。以上です。

若井達男君　それこそ今ほどの答弁でよくわかりました。ただ、せっかくでございますので市長、一艘ほかに考えておられると。屋形船。できることなら一艘とは言わず二日町の

橋までつながるぐらいの船そうの数を、ひとつあわせてそのときにはお願いをしてみてください。以上です。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。

第39号議案 川舟展示室条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第39号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第19、第40号議案 南魚沼市都市公園条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設部長 (提案理由の説明を行なう。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。

第40号議案 南魚沼市都市公園条例の一部改正については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第40号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第20、第41号議案 南魚沼市水道給水条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

水道事業管理者 （提案理由の説明を行なう。）

議長 質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

議長 採決いたします。

第41号議案 南魚沼市水道給水園条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、第41号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第21、第10号議案 平成20年度南魚沼市一般会計予算を議題といたします。

審議の方法についてお諮りいたします。

（「休憩動議」の声あり）

議長 休憩いたします。

（「ここで休憩をして本当の休憩をして気合を入れ替えて、一般会計を審査することがよからうと思いたすがいかがでしょうか」の声あり）（「異議なし」の声あり）

議長 ここで正式に暫時休憩といたしますが、休憩後の再開は 20分もとればいいですか。しっかりと気合が入りますか 2時35分再開といたします。

（午後2時15分）

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後2時35分）

議長 日程第21第10号議案 平成20年度南魚沼市一般会計予算を議題といたします。

議長 ここで審議の方法についてお諮りいたします。市長の提案理由説明、総務部長の予算概要説明のあとに、予算全般にわたる総括質疑を最初に行い、次に歳入全般の審議を行い、そのあと歳出の審議を各款ごとに行ないたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、そのように審議していただきます。

議長 本案について提案理由の説明を求めます。

市長 (提案理由の説明を行なう。)

総務部長 (説明を行なう。)

議長 予算全般にわたる総括質疑を行います。

牧野 晶君 18年度に比べて19年度は伸びが結構あって、昨年それこそ実質公債費比率というのが県内ワーストワンということで、その中でなぜこんなに伸びているのだと。やはり市民にわかりやすく縮めることも重要ではなかったのかというのを、私は昨年言ったのですが。正直、昨年あれだけ伸びたから今年は縮んだ予算になるのかなという思いがあるのですけれど。縮む予算なのかなというふうにみていたのですけれど。ある要因があってちょっと伸びてしまったというのはわかるのですが、そのところをもう1回だけ市長のことばから。わかりやすいワンフレーズのそういうのが決してすべてにおいていい面ではないと思うのですけれど、市民にわかりやすく財政状況を。市長は常々希望を持って市を、希望、夢を与える市の財産を組んでいくというふうに言っているわけですから、そのところを一言で表すとこの20年度予算についてどういうふうな思いで組まれたのか。その伸びに関しても一言ふれていただければなと思うのですが、その点よろしくお願いします。

市長 昨年18から19年度は、ご承知のように今もちょっと説明がありましたが、学校の体育館建築だとかそういう部分があってちょっと伸びておりますが。今年は実質的には2.4ぐらいの減。ここのワンフレーズで言ういたしますと、選択と集中と希望。これでひとつよろしく願います。

関 昭夫君 国会の方では衆議院で予算は可決をして参議院に送られていますが、税制関連の法案の方が審議がストップしていると。施政方針、常々市長は、特に道路特定財源の関係でそれが通らないと、というようなお話をされているわけですが。衆議院が通って私自身はその期間はあるにしろ、またそれなりに政府与党は手当てをして、あるいはそれなりの手順を踏んで、当然地方が困らないようにしてくれるものだろうというふうには考えています。多少の停滞がある可能性もあるわけですが、その辺、市の20年度の予算執行に当たっては影響があるのかないのか。あるいは市長のお考えはどんなふうに思っておられるのか。お聞かせをいただきたいと思います。

市長 ことあるごとに申し上げてきましたが、道路特定財源の中のまた今の暫定税率、これがもし維持をされなければ国全体として2兆6,000億円ということであります。私どももその結果、では我々の市はどれだけ影響を受けるということは、皆さんに一度お示しした5億5,000万円程度だったのでしょうか。これが減になりますと、いわゆる臨時交付金事業というのはまずしばらくストップということでありまして、ほかにも結局補助事業を含めているいろいろな部分は、道路関係はほとんどがこの特定財源からきておりますので、財源が手当てされるまではある意味ではストップということでありまして。

ストップかどこかの部門をそっくり投げてこっちに回すとかそういうことになるかと思

いますし、国の直轄分も今、17号バイパス、浦佐バイパスそして八箇峠道路と私たちの市内には三つあるわけですが、これはある党の案ですと、いわゆる地方が国の直轄分に対して出していた負担金をそっくり国に納めなくていいようにするから、だいたい財源的に大丈夫と。そうすると国の方はあれを試算してみますと4,000億円ぐらいしか使えないのだそうです。そうなりますともう当然今の3路線などは、予算は当初では全く付かないという状況だと思っております。

ですので大変な影響がありますし、今日の新聞だったでしょうか出ておりましたが、再議決でやるにしても4月29日以降と。1カ月。そこで一度下げたガソリンをまた再値上げが本当にできるかどうかという、こういう難しい問題も出てまいりますので、何とか党の面子やそういうことは別にして、国民生活のことを考えていただければ、まずは一度通してそして恒久的なことはまたきちんと議論してもらおうと。そういう方向でなければ地方は全くもうどうしようもないという状況であります。これが3月31日までにきちんと成立をしなければ、甚大な影響があるということだけは、予算も当然ですけれども6月の補正あたりで組み替えになるのかこれはわかりませんが、そういう大きな影響があるということをご認識いただきたいと思っております。

寺口友彦君 今年度予算の方は実質1.8パーセント削減ということで、緊縮予算であろうと思っておりますが、その中でも市長の所信表明の中でふれましたように財政調整基金の取り崩し、これが財政シミュレーションに比べてかなり大額であるわけです。そうするとこれだけの取り崩しを行なって、来年度相当な事業を予想されておりますが、そうした場合に財政シミュレーションの計画自体は変更になってくるのではないかなと思うのですけれども、そこら辺の考え方を1点お願いしたい。

もう一つは健全化計画3年目であります。達成率が54パーセントだと。先ほど総務部長の方が残り2年で気合を入れて100パーセント達成するのだという部分はありますが、もう来年度は事業が多いわけですから、気合を入れるというのはどういう部分で気合を入れるのかということをお伺いしたい。

総務部長 まず最初の財調基金の関係でございますが、予算上は今こういうことで載せてありますが、またこのあと歳入、歳出具体的な説明をさせていただきます。例えば繰越金が今、当面1億円当初予算にのせてありますけれども、実際的にやはりこれは3億円ぐらい私も欲しいなとそういう期待感を持っているわけです。実際的に財政を運営していく中でそうしたものが出てきたり、あるいは特交がどれだけ伸びてくれるかというような期待もあったりで、そうしてくると今年度の最終的な予算に、前にもお話ししましたように年度末でもう1回最終専決補正を組ませてもらいます。そのあとまた決算がどの程度繰り越しができるかというようなことを、ある一面は想定をしながら運用しておりますので、なんとか計画の範疇の方へ近づけたいという考え方でやっています。

それから財政健全化のその辺の3カ年にして54.4では足取りが少ないということのご意見だと思うのですが、確かに通常からみますとあれですが一応見直しをして全体的な目標

もちょっと数字が上がったというようなこと。それから何と申しますか継続していくわけですね。例えばなんといって説明していかちょっとあれですが、当初で人件費であれば人件費でみた部分がありますけれども、現状は計画以上の退職者が勧奨で出ておりますので、そういう部分ではかなり期待がいただけるのではないのかなという気もしております。これは実際そうならなければわかりませんが。

あとそのほかの一面ちょっとあれだったというのは繰出金の見直しなどもいったのですが、水道の高料金対策で8割ぐらいまで抑えられればなんとかここで出るかなと思ったのですが、今度100パーセントにしましたので若干そういう部分ではマイナスになりますが。いろいろなところを割りますし、それから歳入の確保というようなところでは皆さん方にいろいろお示しをして今度は本当に私も強権発動で差し押さえをするというような強い意志を持っておりますので、そういう中でまた数字の方を頑張らせてもらいたいと思います。個々に7項目に分けてはいますが、全体的な中で100パーセントを越えたからそれでいいということではなくて、項目によっては100パーセントを超えても、200パーセントを超えても稼げるそこらの中で稼いでいって、トータル的には100パーセントに近づきたいという考え方であります。

笛木信治君 1点お聞きします。なんと言っても合併をして特例債が使えるわけですから、これは市政を積極的に動かしていこうといういろいろな人の思惑を生んでいるわけですが、今年の予算の中での特例債総額でどのくらいを予定しているか。あるいは今まで今年の予算までどのくらい何パーセントぐらいを償還しているのか。これは80パーセント償還というのがかねがね市長が言明している目標であると思うので、そうした場合にこの20年度という時点でどのくらいかちょっとお聞きをしたいのですが。

そういう意味でみますと54パーセントというこの健全化計画の目標、これは今年の予算が内輪であるということから達成できない数字ではないだろうというふうに、執行部の方では自信を持って出している数字だと思いますが、あと2年でという話もありますし、今ほどの話のように事業展開が計画書をもても来年度以降、膨らんでくるという可能性はあるわけです。

私はそれほどぴったりと汽車が線路を走るようなわけにはいかないとは思いますが、しかし、やはりこの目標数値に達成するというのは、私はそこは避けて通れないことだと思うのです。なにせ相手が政府ですから。そういう点で目標値に対して厳しい姿勢というものはやはり持ってもらうなければならないと思うのですが、そこら辺のお覚悟と申しますか考え方のところをひとつお聞かせ願います。

市長 後段の方お答えいたしますが、財政健全化計画これはあと20年を含めて3年、これを除きますとあと2年であります、平均的に割っていきますと本来20年で60パーセントぐらいにならないといけないということですが、若干下回っております。今総務部長がふれましたように、間違いなく100パーセントに持っていけるという今自信は持っておりますが、万が一例えばこれが100パーセントにならないと。そうなれば、もし



ならないとなれば、もう1年延ばしてでもこの額にきちんと持ち込んでやるという決意は持っております。ただ、そうならないように5年の中で確実に達成をしていきたいと思っておりますし、100パーセント以上になるように努力はさせていただこうと思っております。あとは総務部長の方でお答えいたします。

総務部長 合併特例債の件でございますが、今年度は16億5,650万円ということで前年度17億5,380万円ですので、約1億円ぐらいの減額でございます。それから累計で申し上げますと、一応今年度を借りるということにしますと76億円ぐらいになりまして、多分限度額が255億円ぐらいでございましたので、今年度で3割ぐらいの使用率といえますかのところまでできております。これも多分この中に合併の関連での20億円ぐらいが含まれていると思いますので、まだまだ相当使用率が上がっていません。それも250億円使えるという状況ではございませんのでご安心をいただきたいと思います。

阿部久夫君 総括ということでもって、市長の今回の平成20年度予算でございますが、この予算を作るに当たりまして本当に大変なご苦労があったと私は思っています。実質公債費比率24.6の中でこうした予算を作った。そうした中で主要施策については、もちろん教育、子育て当然のことですけれども、今、産業振興について農業でございますけれども今一番問題になっているBL問題、従来の表示問題ということで、今日の新聞にもそういった表示が出て検証ということでもって出ております。この南魚沼地域は基幹産業はいつも市長が農業と観光だと言っております。そうした中でこの予算をみますと、主要施策投資的なところにも農業の問題も出ていない。これには載っていない。観光においてももう「天地人」一色というようなかたちでみている。一般の市民もおそらくそうみえています。

そういった中で一番原点に戻ってみると、やはり基幹産業、それに対しての今後の見通し。これから減反もあったりしてこれからの米の価格等もどうなるかもわかりません。そうしたとき市長は今後をどのように見ているのか。審議に入る前に市長の意気込みを聞きたいのですがよろしくお願いします。

市長 この20年度予算単年度の中で農業とか観光とかということに特別はふれておりませんが、これは恒常的なものでありまして基幹産業は農業。これに変わりはございません。そして度々申し上げますけれどもやはりこの地域は魚沼産コシヒカリと、これが農業の中の一大柱でありますから、これを一粒でも余計に生産をする、作る、このことに全力を注いできております。20年度はある程度県間調整等もしていただいた中でその成果が出ているわけです。単年度、単年度で特別な事業が出ればまたそういうことはこういう部分に乗せるかもわかりませんが、もうこれは普遍的なものだというふうにご理解いただいて、農業の振興、観光の振興これは本当に大切なことです。

観光面については今おっしゃっていただいたように「天地人」という本当に一代チャンスがありますので、ここにある程度的を絞ってこれがみんな他の部分にも普及をして、南魚沼市の観光拡大につなげていきたいという思いでありますので、そういうふうにご理解いただきたいと思います。農業は先ほど申し上げましたように基幹産業でありますのでもう普遍的

だということのひとつご理解いただきたい。

樋口和人君 先ほどもちょっと出ましたけれども、道路特定財源ということでかなり不透明な中での組んだ予算だと思うのですが、先ほどの市長の話で約5億円ぐらいこれがなくなってしまうと入ってくるのが減ると。5億円ぐらい。これをみますと今度は出る方で土木費の方で4億いくら、前年度より減っているというようなことですが、この辺のことで多分もちろん予算を作るときに使う方がいいですか、いいあんばいに歳出として出て行く方と入る方とのかなりの財政当局と担当課の方とあったと思うのですが、こんなところで土木費の方、歳出を組むに当たって建設課の方ではどういったこれ、何といたしますか入ってくるのをどのくらいにみてこういった予算を組んできたのか。あるいはこれからの見通しについてちょっとお聞かせを願います。

建設部長 道路特定財源の話でございますけれども、先般2月1日の産業建設委員会で19年度ベースの話をごと申し上げました。先ほど市長が申し上げましたけれども、20年度、まだ歳入の方に説明がないわけでございますが、ちょっとページを開いていただきまして一般会計予算書でございますが、22ページの第2款の地方譲与税の中の自動車重量譲与税これが3億700万円。それから次の地方譲与税の中の地方道路譲与税ですね、これが1億480万円。それから次のページ、自動車取得税交付金1億7,000万円ということで、三つの譲与税あるいは交付金を足しますと合計で 今年度は当然暫定税率は維持をされるものだというふうにとこの市町村も同じだと思うのですが、そういう予算組をしてございますが、合計で5億8,200万円でございます。

前年度より若干2,400万円ほど当初予算ベースでは減っておりますけれども、これが暫定税率が例えば廃止をされたら。本則税率だけにかえた場合の話でございますけれども、本則税率の関係では3億1,300万円ということになりますので、2億6,900万円これが暫定税率が廃止されたことによって減収になるという計算になります。

それから地方道路交付金、先ほども市長が申し上げましたが33ページの途中でございますが、土木費の国庫補助金の中の地方道路交付金という欄がございます。3億1,340万円相当でございますけれども。これが要はこの交付金事業の成り立ちが、道路整備の財源等の特例に関する法律、この第5条で国が地方公共団体に対して地方の道路の安全安心な道路作りとかそういう名目で交付をするということで、揮発油税の4分の1相当ということで国が予算化をしているわけでございます。この4分の1、ある政党の今その対案の話がございますけれども、直轄事業の負担金の関係もそうですが暫定税率をいっさい廃止をすると。地方に手厚く財源を流すということでこの地方道路臨時交付金につきましては、4分の1を2分の1にするというような話をしてございます。

ただ、暫定率を廃止をすることになりますので揮発油税の占める額といたしますかそれが半減をいたしますので、そのまた2分の1ということになって率的には上がるのですが結果的に元へ返せば同じということになるわけでございます。これは臨時交付金事業は先ほど申し上げましたように地方に回すお金なんですけれども、これも時限立法でございますの

でこの3月31日に切れてしまうということで、これがやはり非常に要はこのあと国会で成立をしないと大変なことになるということでございますのでよろしくお願いします。

議長 総括質疑を終わることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、総括質疑を終わります。

議長 歳入に対する説明を求めます。

市民生活部長 (説明を行なう。)

総務部長 (説明を行なう。)

議長 歳入に対する質疑を行います。質疑の際は予算書のページ数を言ってから発言をお願いします。

佐藤 剛君 何点かちょっとお聞きをしたいと思います。まず21ページですが、これは都市計画税の関係ですけれども、地元へ出るとこのことをよく聞かれるのでちょっと確認したいのですが。都市計画税の充当先ですが、都市計画事業のまた事業債償還金というところはわかるのですけれども、下水道事業繰出金これも出すのは理解しているのですが、この範囲といえますか。当然用途地域内の下水道事業の還元の繰り出しだと思っておりますけれども、こと20年度の場合どの辺の範囲なのか。そして多分その範囲のところはまるまるというのではないと思うのです。用地区域の中の一部のある範囲、率というかそういうのがあると思うのですが、そこら辺ちょっと私も説明できないので教えていただきたいと思います。

それで25ページ、先ほど地方交付税の話が出まして、地方再生対策費というのも最近いろいろ耳にするので私も注目しているのですけれども。今の説明の中では期待感も込めてそしてまた前年の決算を含めて考慮して2億1,000万円の増額ということですが、そこら辺地方再生対策費の別枠の部分が配当の予定額みたいなのが示されているのかいないのか。全くの期待で数字的には入っていないのか、ということをお聞きをしたいというふうに思います。

もうちょっとあるのですけれども39ページ。子どもの医療費助成事業ですけれども、ここに出ている部分、前にもちょっと個人的に次長のところでお聞きをしたのですが。多分、通院の部分、就学前3月末の時点での通院の助成というかそういう考え方で出していると思うのですが、魚沼市あたりは小学校卒業までというようなことになっているのですけれども、仮に卒業までにした場合どのくらい増額になるかというところが、おおざっぱにちょっとお聞きをしたいのですけれども、試算がありましたらお願いをしたいと思います。

もう1点だけ。ちょっとこの一番最後の56ページといえますか56、57のところでも市債の関係ですけれども、市債の総額が26億3,400万円ということですが。最近出された財政計画の新規の新規債といえますか、そういうのを私もちょっと調べてこなかったので不謹慎な聞き方になるかもしれませんが、そこら辺の整合性というか計画通りな起債なのかということを確認したいのです。以上です。

総務部長 まずご質問の都市計画税の充当先でございますが、これは下水道ということ

ですが、下水道だけではなくて街路事業などがかなり入っておりますので、その起債の償還財源に充てるというようなこと。それから事業があれば当然その事業の裏負担といいますか、補助金を除いたあとの持ち出しの部分に充当したり。それから消防の関係で消火栓とかいろいろあるのですが、それにも充当していいということになっていきますのでそのようなこと。現実的にそれが今あるのかないのかちょっと資料がございませんので、いろいろそうした中に充当しますと都市計画で以上のものが使われているということでございますので、そういうことでひとつお願いをしたいと思います。

それから地方交付税の地方再生対策債でございます。私がここに持っている資料がちょっと古いのかもわかりませんが、一応国で吸い上げるのは4,000億円程度で、都道府県に1,500、市町村分で2,500程度というようなことで、算定方法にしては交付税の基準財政需要額の中に含めるというようなことになっておりますが、実際はじいてみないとどうなっているかちょっとわかりませんが一応情報ではそのようなことになっていまして、日本全国市町村に2,500億円程度のものが交付税措置をされるという話でございます。

それからちょっと順番が違って恐縮ですが、市債の方でございますが、今回対前年3億2,500万円ほど減額になっておりますので、一応そういう部分ではなんとか計画通りの予算になったというところでございます。

福祉保健次長 議員お尋ねの子ども医療費の助成の関係で、議員言われるとおり昨年の10月から成度が拡大をされて県の助成範囲が広がったわけです。それで中学生まで確かに魚沼市さんあたりでは広げているところがありますが、今のところ中学生まで広げたときにいくらかかるかというのがちょっと残念ながら試算は今してありません。したがって中学生の受診率の状況も全然つかめないことですので、ちょっと今ここではできないですが、最大限努力をして今度の予算審議のときまでに、できればだいたいの数がかめれば報告はさせていただきますと思いますが、今はちょっとありませんので申し訳ありません。

佐藤 剛君 わかりました。ありがとうございました。都市計画税ですけれども、いろいろ街路事業とかそういうのが含まれているということは承知しているのですが。その街路樹の償還みたいなものは含まれているということは承知しているのですけれども、それは多分都市計画事業債償還金あたりに入ってきますよね。私が知りたいのはその次のページに出ている下水道事業繰出金にあるのですけれども、これの下水道事業繰出金は用途地域のところに限った部分、もしくはその中でもどのくらいどういう算定というか事業費の全部だよ、半分だよとかそういうのが何か決まりがあるのであれば教えていただきたいということになります。

それともう1点、地方再生対策費の関係ですけれども情報がそこら辺までであればそれで結構ですが、ほかのところの他県の情報をみますとすでに県の額、そしてまたその個別の市の額も試算数値として出ているところもありましたので、もしあったらということでお聞きしたままでありまして、そこまでであれば結構です。

子育て支援次長の方のものにつきましては、この前来ましたので試算がしてあればと思い

ましたので、この会期中ではなくても私が個人的に後日またお伺いしますので結構です。その第1段だけお願いします。

総務部長　　まず都市計画税の充当先でございますが、下水道事業のうちどれだけそれが充当されているのかというのは、ちょっと資料がございませんので・・・

市　　長　　今ちょっと部長が話を始めましたが、下水道事業の繰出金というのは相当額一般会計から出しておりまして、その中の一部にこれを充てているわけですがけれども、今ざっと見ましても旧六日町の中でもほとんど用途地域の中が相当仕事をやられていますし、塩沢も当然そうですし、浦佐の方はなくなったのかな、終わっている。そういう部分です。

ですから全くこのお金がただ色が付いていませんから、この3,600万円が例えば坂戸へ500万円だ、小栗山へ2,000万円だということにはなりませんけれども、もうトータル的には全く足りない状況ですので、間違いなく何と申しますか目的外で使っているということは全くございません。そういうことです。

財政課長　　地域再生対策費の件でお答え申し上げます。今ほど部長が申しあげましたように市町村全体で2,500億円ですが、事前にうちの方に配分案ということで通知がきておりまして、一次産業の従事者とか高齢者人口を配慮した人口と、それから耕地面積及び林野面積とを指標として算定するという中で示されたもので査定いたしました。南魚沼市分がおよそ2億7,400万円という額で把握しているところでございます。以上です。

宮田俊之君　　53ページです。すみません。不勉強であれば申し訳ないのですがけれども、6の雑入のところで、今、部長の方から上の原高原の協力金ということでご説明があったのですが、この下にも負担金と出ておりまして、この辺のものは寄付金とはどう違うのかなということがちょっとわからなくて、これに対する事業の絡みだとかどなたがどこからこういう協力金を受けるのか等々ちょっと教えていただきたいと思えます。

それと載るのであればこのページかなと思って伺うのですがけれども、東京電力さんが県の方に巨額の寄付を申し入れていると。それは観光振興の対策費だというふうに伺っていたのですがけれども、市町村への配分等々、方針が少しずつ示されつつあると聞いたのですが、なんかかしら情報を得ておられるのか。いただけるそうなのか。それとももしあればどんなふうにするのか。何かそういった情報がありましたらお願いしたいと思えます。

総務部長　　まず雑入と寄付金の考え方ですが、寄付金はあくまでも自発的に寄付しますという行為から発生しますし、こちらの方は何らかのこちらからどうかちょっとくらいは応援できませんか、というような働きかけがあって入ってくるというようなところの違いでそういうふうな取り扱いをさせてもらっております。

それから東京電力の関係でございますが、今のところ私どものところには一切情報が入っておりません。(「どこからか、相手は」の声あり)

失礼しました。これは上の原の旅館組合でございます。

若井達男君　　先ほどの佐藤議員とも同じことになろうかと思えますが、25ページこの地方交付税。先ほど2億1,000万円ほど増えているという中に県分として1,500億円、

市町村分として2,500億円と。あわせて4,000億円。そういったものの配分の中からこういう数字が上がってくるという説明だったかというふうに私は聞いたわけですが。今、先ほどもその前にも関係員からありましたように道路財源、これも日切れ法案でこの先はどういうふうになるかわからないわけですが、地方法人暫定特別法案というのも今確かこの包括改革改正を目指していると思うわけですが、その中に法人事業税2兆6,000億円を都道府県に再配分すると。そういうふうになっていますよね。そしてそれが再配分されたのがどうかたちで、これは全くもう都道府県レベルで終わってしまうのか。それともそれもあわせたこういった中に交付税とかたちでまわってくるのか。その点をひとつ1点お聞かせください。

財政課長 4,000億円の原資の問題かと思いますが、おっしゃるように法人事業税2兆6,000億円を吸い上げてそれを不交付団体等を配慮してば撒くと、浮くお金が4,000億円。それを原資にして2,500億円と1,500億円に分けるのですが、その効果というのは来年以降にならないと。今年からはおっしゃるように法人事業税のそういう制度がスタートしまして、そしてその原資となるのは来年の4,000億円の原資になるわけですが、今年については県分の総額を起債を起こしていいと。臨時財政対策債を別枠で起こしていいから、ということで先取りをして原資にして地域再生対策費を今年からスタートしたというふうな財源になっています。以上です。

阿部久夫君 2点ばかりお聞きをいたします。ページは39ページの自殺予防対策促進事業補助金と47ページの延滞金についてです。自殺予防対策補助金、これは金額的にはいくらでもないのですが、残念ながら私もつい最近、実は仲の良かった同級生がなくなりました。本当に悲しいのですが、この南魚沼市において非常に自殺が多いといわれている地域があります。はっきり言って。新潟県の。全国でも新潟県は結構高いなどと言われているのですが、そうした中でどのような予防対策がなされているのか。どのようなことをしてやっているのか。それを1点お願いします。

それともうひとつ延滞金ですが、これを見ますとだいたい前年から450万円増えていきます。こういった延滞金が増えるということになりますと、ますますその延滞金には利息がついてくると思うのですが、こういった延滞金に対しての扱いといいますか、入れるにはどのようなやり方で延滞についてやるのか。その2点についてお願いいたします。

福祉保健部長 それでは121ページの自殺予防対策事業・・・(「39ページです」の声あり)支出のほうになりますが、支出のほうは121ページです。この事業につきましては新規事業ということで、県の補助金を受けてやろうという事業であります。ご承知のように新潟県は全国でワースト10の中に入る7位ですけれども非常に自殺率の高い県であります。この中であって南魚沼市は県下ワースト4、悪い方から4番目とそういう数字が出ております。この鬱予防、自殺予防への取り組みが急務となっているということで、平成20年はハイリスク者の実態の把握、それから相談の支援体制作りの整備に取り組もうと。そういうことで金額的にはたいしたことはありませんけれども、これはやはり放って置けない問題

であろうということで、県の補助を受けて20年度から取り組む新規事業であります。私の説明の足りないところは保健課長の方で説明をいたします。保健課長の方からはないそうでもあります。

税務課長 延滞金のことですが、当然滞納をしてきますと期別税額によっても違うわけですので、一定期間が過ぎると延滞が計算されてくるわけです。入りにつきましてはその税を徴収するときに一緒に徴収するというかたちになるのですけれども、金額につきましては18年度実績で1,100万円ほどございましたので、それらを参考にさせていただいて予算を組ませていただきました。以上です。

阿部久夫君 もう1点では最近の自殺予防に対して聞きます。自殺、今年度の新事業に対してということで支援体制をやっていくと。本当にぜひやっていただきたいと思います。この自殺は思いがけない訃報になる、残された家族には大変な問題だと思います。どのように今後支援体制をなされるのかこれから検討なさると思いますけれども、ぜひ、力を入れて金額の問題ではないと思うのですけれどもやはりやっていただきたいと思っております。

次にその延滞分ですが、延滞金におきましては一応だんだん払われない残が増えてくる。そうするとこういったまた利息も結構高いのですよね、これは確か。市の利息。そうなりますますますまた非常に大変な問題にもなるというように思うのです。ぜひ、そういった延滞金が増えにくいような指導の仕方もしていただきたいと思っておりますけれども、その点についてきちんとしてやっていかないとまたいろいろのかたちに結びつく可能性がありますので、ぜひやっていただきたいと思っておりますがお願いいたします。

市民生活部長 これはやはり滞納が増えるとうとう延滞金が出ますので、今言われるように一生懸命頑張っていくつもりであります。よろしく申し上げます。

牧野 晶君 19ページの固定資産税についてです。21年度見直しがあるわけですが、どのくらい・・・一概にはものすごく想像以上に下がるなどという話をちらっと聞いたのですけれど、どういう現状なのか。例えば財政シミュレーションがあくまで目安でしかないという思いがあるのですけれど、今回の予算と財政シミュレーションの市の出された中で5,500万円だと思えるのですけれど、例えば市税だけで考えても5,500万円の財政シミュレーションはちょっと高く見積もっていたわけですね。なるべく精度を上げていかないと将来の見通しというものはえらい狂っていたということになると、3年先の市の財政はわからないというふうな声も一部にありますけれども、やはりその見通しというのをしっかりと持っていき、持つために職員のまたある意味10年後、20年後の先の目標という点にもあるわけですね。財政を今だけで語るべきではないという先の見通しについてもしっかりと勉強してもらうために、意識を芽生えさせるために精度を上げていくということが重要だと思うのですけれど、まず1点その財政シミュレーションとちょっと感想を聞きたいのと、21年度の固定資産税の評価替えについてと。あと都市計画税について市長の方は半年に1辺ぐら私はこれを聞いているのですけれど、都市計画税を廃止して固定資産税にのせていきたいということを行っているわけですが、今のところどういう考えでいつ頃やって

いくのかとかもし考えがあれば。言えなければ言わなくていいですけど、やる気があるのかないのかだけでも正直、先ほどの佐藤議員の質問に対してもまだちょっと突っ込みたいなという思いがあるのですけれども、突っ込んで正直そのあれですけども、ちょっとその点余計なことを言ってしまったが。すみませんが都市計画税の今後についての考え方についてお願いします。

市長 都市計画税については早晚やはり廃止をしたいということで、昨年の市政懇談会にもそういうお話を皆さん方にしてまいりました。やはり時期としますと今ちょっとふれていただいた固定資産税の固定資産評価の見直しごろが一番いいのではないかと。来年21年度でしょうか。あるいはまた3年後ですから24年度か。だけどなるべく早くやりたいとは思っています。そして評価は当然下がると思うのですが、固定資産税の方にその都市計画税を全部薄めてばらまきますので、下がる率が若干は少なくなるのかもわかりませんが。そういう何といいますが激変しないような、そういう処置の中でやっていきたいなと思っております。

それから佐藤議員ので突っ込みたいと、突っ込みたいはいいのですけれども、今している事業でなくたって、今まで用途地域の中での下水道事業というのはものすごくあったわけです。その償還分だってこれはみんな入っているわけですので、全く他の地域に使われているなどという財源ではございませんので、その点またご理解いただきたい。

市民生活部長 財政シミュレーションと今の20年度の予算と。さっき21年度と確か私聞いたのですが、21年度の見直しということ、その前に財政シミュレーションを確か議員さんにも配付させてもらってあるので、20年度予算とで固定資産税で42億5,000万円ほどの見積もりを財政シミュレーションでやってございます。今回計上したのが43億円ぐらいですのでそう大きく狂ってはいないというふうにみていらっしゃる部分で足していただければと思っています。

また、21年度についても推計しておるわけで、これは見直しの部分もしているわけですが、1億ちょっと減るのかなということで現在のシミュレーションの数字で答えさせていただきます。以上であります。

牧野 晶君 ちょっと私の言葉足らずだったのですけれども、財政シミュレーションに関しては個別ではなくて中区分で市税が82億2,540万円のところがそこで5,500万円違いますよという意味で言ったので、固定資産税部分だけで言ったわけではないのでその点ちょっと。

あとそれと歳入に関して副市長を親方とする滞納審査会を作って今やっているわけですけど、当然一番の根本の生活困窮者からは、という点もしっかりと配慮をして例えばこういう言葉が悪いですけど、あんまり市の取立てが厳しくて自殺者が出たなんてそういうことはないでしょうけれど、一応なんというのですかそういうふうな配慮、そのところをよろしくお願いします。

副市長 もちろんそういうことはないようなかたちで、常識の範囲で審査会で対処



をします。適正な配慮をします。

寺口友彦君 17ページ、法人市民税に関係してですが、昨年も聞きましたが当初予算の載っている法人の数でいきますと昨年と比べて137社減ということで予算は組んでありますが、中小企業の制度資金枠を9億8,000万円ほど確保できたということがありますが、それについてどういう業種を予想してそれで枠を確保できたかということをお聞きしたい。

産業振興部次長 ちょっと質問の部分があちこちいっているようでございますので、とりあえず商工観光の資金の関係のところから若干答弁いたします。今年19年度に入りましてから非常に資金需要が、特に産業育成資金がすごい状況です。私も毎月報告を見ているのですが、18年対比の倍ぐらい出ております。ということで今までの倍の資金を今用意しようということで8億円ということですが、2月末でもうほぼ7億円まで残高がきていますので、そういう意味で3月分も入れて8億円なければだめだというようなことで一応8億円を予算ベースにあげたわけでございます。

業種につきましては多種多様にわたっております。ただ、私がこういう言い方をしてちょっと失礼になるかもしれませんが、観光産業の皆さん方は今のところ数が少ないのでございまして、一般的なサービス業の関係の皆さん方、それから製造業、それから卸しとかそういう部分はいっぱいありますが、観光産業がちょっと少ないのかなと思っています。詳しい数についてはちょっと私今ここに細かい数字は持ってございませんが、一応資金総額ということで説明をいたします。以上です。

関 昭夫君 何点かお願いをしたいと思います。まず27ページと31ページ。衛生使用料と衛生手数料の関係、し尿それから浄化槽汚泥処理料は当然下水道が普及していますのでどんどん減っているのだらうというふうに思っています。維持管理あるいは回収、大規模回収そういう負担をやりながら維持しているわけですが、値上げのお考えはどうか。また、値上げをするにしても使用料が減って必然的に利用者に負担を求めるとしても、下水道の普及していないところはやはり配慮が当然必要だらうと私は思っているのですが、その辺のお考えをお聞きしたいのと。

それから27ページの同じく衛生使用料の関係で、環境衛生センター付属施設使用料、多分金城の里の部分だと思うのですが。何回か聞いていることですが、ほかの入浴施設、旅館、ホテルも当然ですけど施設への影響等はどうか。実際、昨年塩沢の一施設が店じまいをしているわけです。それはここが直接云々ということではないかもしれませんが、その辺をどのようにお考えかお聞かせをいただきたいと思います。

それから29ページ、総務手数料の関係。条例のところでも少し話をしまして予算で聞く云々ということで住基カードとかそういうふうの話をさせてもらいました。利用が進まない、そして利便性を向上できない自動交付機。非常に高額な設置をし、維持にも相当な金額をかけながらいるということは、逆に言うと市民にとっては負担でしかないのかなと。休みの時間のほかの議員の話などを聞いていると、臨時的担当の職員を雇った方はるかに安いのではないかと。市民にとっても利便性が向上するのではないかとというような意見もあります。

これは極論かもしれませんが、もっと利用を増やす、利便性を上げるそういうことに対してどのような努力をされていくのかお聞かせをいただきたいと思います。

それから43ページ、それから45ページも関係するのですが、財産収入の関係で貸付収入、それから売払い売却の収入ですが、青線赤線の関係。使用料でまず昨年青線を利用する案件がありまして、当初非常に高額な使用料があると言われてちょっと相談を受けました。ご本人が納得をしているいろいろな調整をした中で使用料を決定していますが、基本的に例えば青線赤線の上に建物を建てたとか、その機能を著しく何かをしたとかというわけではないにもかかわらず、使用料として考えると本来であれば評価額に対しての話で十分なのではないかなという気がしているのです。その辺、規定があつてするのですがその中に当てはめる項目がないと、その他あてはまらないものはこれというような考え方みたいですが、ちょっと不思議だなという感じがしましたがいかがでしょうか。

それから青線赤線の部分で市が処分ができるのではないかなと、そういう窓口としての対応ができるのではないかなという気がしているのですが。中にはそれこそ宅地の間に通っている両方とも個人の分とか、そういう間のものもあるわけですので、その辺を積極的に売却していくとかそういうことはお考えになっているのかどうか。調査してあるのか。その辺をお聞かせいただきたいと思います。

市長 自動交付機の件でお答えいたしますが、あれを導入した経過は皆さんご存知のとおりでありまして、今、年間600万円前後の維持費といたしますか。臨時を雇った方がいいのではないかとこういうお話もありますが、朝のそれでも早い時間から夜も庁舎を閉めてまであそこでやっているわけで、一定程度、今1千何百円でしょうかあるわけですから、全く私はそれが無駄だとは思っていません。

ただ、利用率を上げるためにさっき言いましたように50円ではみみっちいなどと言われましたけれども、一応50円は50円として。それとやはり当初は六日町の場合はラウのところへ置けないかと、こういうこともやったのですけれども、ちょっと法律的な部分でひっかかってなかなか置けないのです。ですのでそういうことが上手く解除ができれば、やはり大勢不特性多数の皆さん方が大勢行くところが一番利用率が上がると思うので、そういうことをやはりこれからもずっと考えていかなければならないと思っています。コンビニでもですね。

ですのでそういうことはこれからも研究していきますが、今の段階では利用料を若干安くしたり、もうちょっと何か改善すべき点を改善しながら、皆さん方から便利だから使ってくださいということでもお願いしよう。しかも、時間外の部分で相当利用があるのだなという気がしておりますので、それは一定の効果を上げているというふうにひとつご理解いただきたいと思います。

市民生活部長 27ページの浄化槽関係の質問に回答させていただきます。し尿は確かに下水道の普及によって減っておりますが、浄化槽汚泥が少し増えてございます。その中でこの浄化槽の改修も現在やっているところでございます。浄化槽というかし尿処理施設の改

修もやっているところをごさいます、やはりかかって近代的になれば値上げという部分も、ある程度担当としては考える部分であります、今の段階で値上げというかたちで検討はしておりません。いずれにしても相当のお金がかかってきます。また、あの施設がだいぶ古くなってきますのでかかってきますので、市民の皆さんと合意を得られるかたちで研究をしていきたいと思っております。

それと金城の里でございます。確かに一社が具合が悪くてやめたということを知っておりますが、私はそれがもとでというふうには考えておりません。ただ、言われることは容量よりも大勢の人間が来て、地元の間が入りにくいとこういような話がありますが、ほかのお客をそこに引っ張ったからということではないと。全くないということではないのしょうけれども、そういうふうには理解をしているところでございます。以上であります。

財政課長 青線赤線、法定外公共物の件でございますが、通常貸し付けそのものの需要というのは・・・すみません。失礼しました。貸し付けは建設課の方で一応お願いをしておりますが。処分の方は結構引き合いがございます。それで値段の点についてですが、一応近隣近傍と評価額をもとにして、あとかたちが悪いですからかたちの制限をやりますので価格そのものはそんなに高いものではないというふうな認識です。ただ、手続き料が非常に高い。市としては売れるものはできるだけ処分したいという考え方でございます。以上です。

建設部長 青線赤線、いわゆる公共物管理条例に基づきましてページの29ページ、公共物の使用料が96万円ほど載っておりますが、この中に含まれているわけでございます。議員ご指摘のお話は高すぎるのではないかとのお話だと思っておりますが、その条例を今ちょっとここに持ってきておりませんけれども、結構その一部を使いたいという需要があるわけです。それを今、料金が高いか低いかというのはちょっと今ここでなんとも申し上げられないのですが、条例に基づいて執行させていただいているというところでございます。

関 昭夫君 浄化槽汚泥それからし尿の関係です。ちょっと乱暴な言い方もかもしれませんが、下水道のつなぎ込みのなかなか進まない現状があつて、先般もいろいろな話がありました。そういう部分も考えたりいろいろしていった中で、本来の姿としてきちんとやはり維持管理、それから施設の改修にかかっている費用を情報公開しながら、その部分で必要な料金等をきちんと市民に知らしめていくと。その中で選択をしてもらっていくべきではないかなという気がしています。

汲取りの業者さんにすればどんどん、どんどん仕事量が減って経営も圧迫しているわけです。これは逆に言えば政策上で仕事をしてもらっている業者さんのわけですので、やはり将来的なことも考えながら、かといって今すぐなくなってもらっては困るという部分もあるのだと思いますし、その辺もやはり考えながらトータルで料金設定をしていただくと。

それから先ほども言いましたが、下水道供用していない区域がその中に一緒に当てはめられるということのないように配慮も必要だろうというふうに思っていますので、よろしくお願ひします。

それから自動交付機の件は十分承知していますし、乱暴な言い方をしているわけですがけれ

ども、非常に高額なものですのでやはり有効に使っていただきたいなど。それで市民にきちんと知らしめることは当然ですが、あちこちに付けたからいいという品物ではなくて、やはり利用の関係を改善していくその努力も。市役所のここだとしても例えば利用時間を本当はもうちょっと長ければ 24時間という話もありましたけれども、24時間が適正かどうかは別にしても、今の利用時間が本当に市民にとって利便性が高いのかどうか。もう少し伸ばせるものなら伸ばしてどうなのかとか、いろいろご検討いただきたいと思います。

それから青線赤線、使用料というかその関係ですが、いろいろな私も持ってきていないのであれですけど、ちゃんといろいろな項目で使用料が決まっています。その部分は別にそんなに不思議はないと思っています。例えば赤線の上に建物を立ててあると。赤線の機能を果たせないわけですから、当然それに見合うものをあつてしかるべきだと思います。

ただ、赤線があるからといってもそこがちゃんとほかの人も利用できるようなかたちになっていけば、何も問題がないわけですので、通常であればそこから使用料を取るなどということには多分ならないのだとは思いますが。たまたま事例として青線を使っている方の話になりまして、塩沢当時は使用料はいらぬということで、きちんとした協定を結ばないままやっちゃってしまっていたものですから、きっちりした方がいいということで相談をした結果があてはまるものがなくて、ではその他という部分になったら非常に高額だったと。

やはりその機能自体が何も変わらない、周りも何も問題がないものが非常に高額になるようなことがあつてはおかしいのかなという気がしたものですから、ぜひ内容を見ていただきたいなど。検討をきちんとしていただいて。その件については先ほども言いましたが、お互い納得ずくの話で処理は済んでいますので、ただ、それがそうだからといって事例になるようなことではおかしかなという気がしていますので。やはりきちんとした対応が取れるせっかくの事例ができたので、そういうことをどうすべきなのかをきちんとしていただきたいというふうに思っています。

市民生活部長 浄化槽、し尿の関係で言われることはよくわかりました。費用対効果等も当然考えていかなければならないし、下水道の未接続地域も考えていきたいと思っています。いずれにしても即、し尿と下水道の部分もまた下水道課とも調整はいると思いますが、必ずしも比例しているわけではないというふうに思っています。いずれにしても今の部分をやはり市民がある程度納得してくれるお金じゃないとなかなか大変であるので、その辺も研究していきたいと思っています。政策的なし尿業者の方も合特法という法律もありますので、その辺も考えながらほかの業種に転換していただく方向もいろいろなふうに研究していきたいと思っています。

自動交付機については市長が答弁したとおりで一生懸命やりたいと思っております。ただ1点、ひとつだけ言わせていただきますと、あそこところは自動交付機だけでお帰りになっていただくところもあるので、たまたま臨時のお話がありましたが、1回例えば来たとき、例えば離婚だとか何かのときにプライバシーの問題がでてくる。隣のところにも今度は国保だとかがありますので、その辺も理解して言われているのだと思いますが、やはりああいう

窓口というのは相当の部分できちんとしていかないといけないというふうに思っています。いずれにしても金は自動交付機のようにがんばっていったみたいと思っていますのでよろしくをお願いします。

建設部長 青線の関係でございますが、ちょっと私薄ら覚えであります、ニジマスか何かを川の中で養殖されているという事例だと思ったのですが、おっしゃるように原型が何も変わっているわけではございませんので、漁業用というふうにとらえてのその使用料を頂戴したかと思えますけれども、ちょっと検討させていただきます。

岩野 松君 簡単な質問で2～3お伺いします。21ページのたばこ税のことです。たばこは最近本当に吸っている方からみると意地悪だと言われているほどですけども、決算見込みでは増えているので予算も若干増えています。この原因はどこにあるのかというのは調査しましたかどうかちょっとお聞かせください。

それと27ページの保育園の入園費の負担金が減っていますが、これは人数減とみて解釈してよろしいでしょうか。

それともう1点43ページの河川除草の県の委託金、大幅に減ってきているといわれています。ここに県から委託されている河川というのは申し訳ありません、どこなのかお聞かせ願いたいのと、同じ魚野川でありながら非常にきれいになっているところと、六日町近辺はなかなか枯れていない除草がよくできない地域ですけども、そのことなどもちょっとお聞かせください。

税務課長 たばこ税の件でございますが、平成18年の7月に大幅な料金改定がございました。その時点で買いため等があってその年は一時的に伸びたなということは承知はしておったのですが、おそらくその後は今の健康志向ブームからみて減っていくだろうと、年間ある程度の一定割合で減っていくだろうということで当時の予想が立っておったわけですが、実際ふたを開けてみたら意外と減ってこないということが結果として出てきているという状態でありました。

19年度につきましても今現在私どもで把握している範囲での予算に計上した分は、確保できるというようなことで推移をしておりますので、その辺をいろいろと見ながら予算を立てさせていただいたということで、原因につきましては私どももちょっと首をひねっているというのが現状でございます。以上です。

子育て支援課長 今ほどのご質問のありました保育園入園費負担金の減額についてご説明申し上げます。前年比1,370万円ほどの減となっておりますが、この要因につきましては人数による要因が、昨年は1,921人に対して今年が1,897人ということで24人ほどの減でございます。こちらの方がだいたい平均保育料が2万円ですので、480万円ほどの減額ということでありますし、あと今年の4月1日から認定子ども園ということで金城保育園ができます。昨年まではわかば保育園ということであったのですが、それがわかば保育園と金城保育園に分かれまして、金城保育園の方は認定子ども園ということになります。そうしますと認定子ども園につきましては、直接保育園の方で徴収するということになってござ

いますので、その人数が29名ほどおりまして金額にして約780万円ほどになっております。両方あわせて約1,300万円の減ということでございますのでよろしく申し上げます。

建設部長 河川除草のお話でございますが、単価が確か平米29円。それが20円70銭ほどに値下げをされたということでございます。ただ、県の方で私どもに全面1級河川の河川委託を今まではこちらにある程度の金額で予算措置をしてもらったのですが、直営でやる部分もあるということで、面積的にもちょっとまた若干私どもがやる作業は減少しております。魚野川ほか全部で51河川くらい19年度の実績で草刈をしているということでございます。

中沢俊一君 31ページと37ページの方へ障害者自立支援給付費国庫と県からの負担金が載っております。あわせて4億円近いわけでありまして。言われているとおりかなり拙速に導入された制度でありまして、この20年度の場合は前年度に比べてこの辺の支出金がどの程度変動をしてくているのか。それからまた障害者にとってその負担が目に見えて軽減しているのかどうか。また、3障害別のおおよその配分の率あたりがわかりましたら教えてください。

福祉保健部長 ただ今の中沢議員の答弁につきましては、今、福祉課長が参りますので今しばらくお待ちください。

議長 あと何人くらい質問しようと思う方はいますか。あと二人いますね。ずっと時間かかるのですか。あちこちだと進行しづらくなるのだけれど、後回しにします。

和田英夫君 1点だけ市税の滞納繰越のことでちょっとお伺いします。昨年来副市長を中心として債権滞納処分審査会を作って非常に精力的に取り組んでいることについては評価をしますし、この要領をみると非常によく考えた要領で取り組んでおられるので、これは非常に喜んでおります。喜んでいますが、予算書の滞納繰越の収納の見通しは非常に遠慮してほとんど前年並みですが、これは決算をごろうじろと。決算を見てから発言しろと、こういうふうに私どもは受け止めてよいのか。その辺をひとつお願いします。

それから市の税条例の中に市民税の納税管理人というのがあります。これはいわゆる納税義務者が市内に住まなくなったときには、納税管理人を指名というか指定して市長に提出するところということですが、これはあれですか。いわゆる収納率を向上なりあるいは滞納額を増やさないがためのひとつの手法なのか。

それで実は昨年の方の法人税の関係は、納税管理人なるものが1パーセント、6社ほどこれが届け出ていますが、この資料によるように個人分が3万1,900人ほどいるわけですが、この中で納税管理人というようなことでの手続きをしておられるのがどの程度あるか。問題はこの制度によって税の収納側でも効果的なかたちが出ているのか。この2点だけひとつお願いします。

市民生活部長 1点目の方を私の方で、2点目の管理人の方を税務課長でお願いしたいと思っております。繰り越し分の収納率を控えめにしているところという話でございますが、決算見込みを立てながらやっているわけでございますが、19年度は調定も延びておりますし、あ

る程度見込みを立てたものについては延ばしてはございます。例えば市民税につきましては小さいですが0.8ポイント増やしておりますし、都市計画税についてはこれはむしろ0.7ポイント下げていると。そんなところで現実を見ながらやらせて予算計上させていただいているところがございます。本当は出せば出したいのですが、なかなか決算見込みを立てた中でということをお願いします。

税務課長 納税管理人と収納の関係でございますが、議員おっしゃいました納税者3万1,900人というのは、個人市民税の方でお話をいただいていると思うのですけれども。個人市民税につきましては基準日が1月1日に住民登録のある市町村で課税されるということでございます。最初の課税が出ていくのが6月でございますので、1月1日から6月までの間によそに異動された方が出てきたときに、納税管理人が発生するかどうかということになるかと思えます。

個人市民税につきましては、その方が出て行くと前年の所得に対して課税されるわけですので、固定資産税等と違ってそれをまた利用している人がこちらに残っているとかということになりませんので、現実の処理といたしましては転出先に追いかけて行って令書送付をする、入らなければ督促をする。場合によっては徴収に伺うというようなかたちでやらせていただいております。そのような関係がございますので、個人市民税に関してそう納税管理人をこっちに置いてという手続きはほとんどなされていないというのが現状でございます。

和田英夫君 副市長、その去年来いろいろこのことについて私も市長と議論をしてきたのですが、昨年の総務文教委員会の中でも審査された中で、ひとつこれからは大変だが差し押さえ等々も含め具体的に組みたいということで、副市長の今のこの審査会ができたわけでありまして。今年あたりそういうある程度の目標を、差し押さえ等々の目標、あるいは市長もオークションもひとつの方法だということを言われているわけですが、この辺はある程度そういう面では具体的には、審査会などで横断的に今取り組んでおられるようですから、目標といったものを設定されての予算の考え方なのか。それだけ伺っておきます。

副市長 いわゆる実質的にこの機構が動き出すのは20年度からということで、実は私どもも気持ちの中では、市の中でこういう機構を作って市民に対してその成果を期待をしたいと。副次的な効果が出るという期待を持っています。ただ、初めてのケースでありますので、私どもの期待と実際はどれだけの違いが出てくるかというのが掴みきれなかったものですから、予算上はあくまでも前年度の実績をもとに予算を編成させていただいたと、こういうことでもあります。

それから今ほど和田議員の方からお話がありましたが、差し押さえをしてオークションに参加するのかどうかという議論であります。具体的にはそこまでまだ議論をしておりませんが、場合によっては確かにそういうかたちが有効なのであれば、その辺も考えなければなりません。まず実際的に財産を先に差押えるのか、その前に預金調査をして預金を差押えるのかとか、そういう議論が具体的にこれから出てまいりますので、具体的な事案が発生した時点でその点については考えたいこう思っております。

議長 23番議員の答弁をお願いします。

福祉課長 申し訳ありませんでした。歳出の方でちょっとみていただきたいと思いますが、97ページからでございます。97ページの説明欄のところに自立支援事業5億6,257万9,000円ということで載っておりますが、ここが自立支援法に基づく本体の部分でございます。介護給付、訓練給付等が載っております。これが前年度は5億4,547万5,000円でございますので、1,700万円ほど増額になっております。

それからその下の97ページの一番行が下になりますが、地域生活支援事業7,151万7,000円というふうに乗っております。これは市町村の裁量によって実施する部分でございますけれども、前年度19年度は7,453万9,000円ということで300万円ほどの減額になっております。

トータルすると1,400万円ほどの増額というふうなことで、自立支援法につきましては平成23年度までに新サービスの方に移行するということになっておりますが、まだ各事業所とも旧体制、旧の事業を実施しているというふうなことで事業内容に大きな変動はございません。そういったことで事業費もそんなに大きな変動がないということでございますし、利用者につきましてもだいたい250人から300人程度というふうなことで横ばいの状況になっております。

今後23年度までに移行した段階で若干変動があるかもしれませんが、国の方ではそれ以降自立支援法になったとしても、そんなにおおきに変わっては困るというふうなことでいろいろ激変緩和等もしておりますので、そう大きく変わらずこういった状況でいくのではないかなというふうに思っております。あとはこれからの国の制度改正がどうなるか、そこに影響が出てくると思います。よろしくをお願いします。

中沢俊一君 ありがとうございます。それこそ地域、地域によって受け皿が全く違うわけありますから、これからはそういう地域の実態を反映したこういう負担金の交付になってくると思います。本当にこれからのあるべき姿をよく検討した中でこれから県・国に対して折衝していただきたい。お願いします。

駒形正博君 先ほどの21番の切り出しと全く私も同じなので、市税の滞納処分についてはかなり厳しい姿で臨むという副市長の決意が述べられましたが、それにしても収納率の目標があまりあがらないのではないかとこのところから始めようかと思ったのですが、そこまでは同じですがこれからです。

市税の中で滞納繰越がないのは、たばこ税と土地保有税だけ、あとはみんな滞納があるわけですね。先般、下水道のつなぎこみが職員の中で90何名つないでないということが判明して非常に驚いたところではあります。税金だけではなくて例えば徴収金、給食費とかあらゆる部門で職員の中にそれに該当する未納な人、滞納している人がいないか。本当によく調べたうえで市民の中へ出て行かないと、足をすくわれますので、その辺の調査はこれからするのか。もう終わっているのか、ということをお聞かせいただきたい。

副市長 その点につきましてはこの事案が発生した時点で私ども調査はしましたが、



少なくとも職員に関係する中で滞納を持っている者はありません。

駒形正博君 これも聞いた話で確認はしていないのだけれども、市の職員で給食費を納めていない人がいるようだという話を耳にしたので、その辺もよく調べた上でやっていただきたいというふうに思います。

議 長 以上で歳入に対する質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、歳入に対する質疑を終わります。

議 長 お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

明日の歳出の審議でございますけれども、各款ごとに審議を行ないますので、審議に直接関係しない課長等は本会議に出席しないで平常な業務に就いていただいで結構でございますのでよろしくお願いいたします。

議 長 本日はこれで延会といたします。次の本会議は明日3月14日午前9時30分、当議事堂で開きますのでお願いいたします。大変ご苦労さまでした。

(午後4時45分)